

令和元年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示130号

令和元年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年12月9日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和元年第4回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月10日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
16番 田 岡 秀 俊	

欠席議員 1名

15番 川 原 茂 行

会議録署名議員の指名議員

1番 鈴木 崇 容 2番 常 包 恵

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長	三 原 一 夫	総務課長兼仲南支所長	長 森 正 志
企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	黒 木 正 人	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	河 田 勝 美	農 林 課 長	小 縣 茂
琴南支所長	萩 岡 一 志	教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	地籍調査課長	岸 本 広 宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

川原茂行議員より欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、鈴木崇容君、2番、常包恵君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆さん、おはようございます。久しぶりに1番目の質問順を引き当てました。けさは青空真っ青ですね。我々の未来をあのような青空にできたらいいなと思いながら質問させていただきます。でも我が家はけさ真っ白です。財田川の流域や金倉川の沿岸とか霜がたくさんおりているんだろうと思います。我が追上集落は谷が狭いので、我が家は東側に山を背負ってますから、今は11時15分ぐらいまで日が当たりません。日が当たらんとちょっと鬱病になりやすいんで、私はちょっと元気を、今、失っているかもしれません。

今回の質問三つであります。私はタブレットを使ってやりたいと思います。我が町の議会は議会基本条例を敷いてから、日本最先端の議会ではないかと思います。といいますのは、説明資料がタブレットにアップされて、一般質問する議員が添付資料をタブレットにアップし始めました。双方向通信が成り立った、コミュニケーションし始めた議会を我々は運営できるかもしれません。まだとろとろもたもたしますが、じわじわなれていくんだろう

と思います。

タブレット議会が全国から視察が来訪してますけれども、これは提唱し、先導した人たちの力量、見識に敬服するだけじゃなくて、われらはよう使わんかもわからんけど、若いもんがするんやったらやったらええがと言うてくれたベテランたち、これがないから、よそは追随できないでもめてますね。我が町がやってるのに、近隣でもできない。我々はお互いの立場を尊重し合い、会話が成り立つ議会になってるということを私は実感してるわけであります。

皆様、タブレットの一般質問の平成元年度4回分、その竹林昌秀のところをクリックしてください。そこに香川県河川整備基本方針、河川管理計画が載ってます。これを開いてください。一般質問から入ってください。

傍聴の皆様、まことに申しわけありません。これをデジタルスクリーンにできたらさらにいいんでしょうね。

それでは参ります。

1番、災害対策の重点は水害対策と土石流ではないのかということであります。

私は東日本震災が起きたときに、地震対策、地震対策というのに驚きました。我が町は平成16年の大雨台風で長尾の山が崩れましたね。それから、旧仲南の林道は全部崩壊しました。水害の危険を一番身近に感じているばかりであります。その災害復旧に数年かかりました。山が崩れることと浸水ですよ。金倉川はもうあと1メートルで神野は水浸しであったかもわからん。琴平は排水路から水が逆流しよった。四條、高篠は排水の角度がないから、水がたまって、浮いて、床下浸水の懸念のあるところもあった。水害対策こそ一番喫緊の問題ではないかと思うのであります。

驚いたのは、去年の広島の土石流ですね。去年の真備町の、山陽道は瀬戸内式気候で雨は降らんとところやったのに崩れたがということですね。

この夏、我が町の水害対策本部は、二、三日立ち上げては、1日後にまた立ち上げるを繰り返して疲労こんぱい、もう本当に大変な対策本部を担いました。

香川県は後史以来、五剣山が半分折れたときの地震ぐらいで、あと南海地震も安政も昭和の南海地震も慰霊碑も供養塔も建ってないですね。昭和の南海地震では、宮田の倒れかけとった納屋が一つ崩れただけで、瓦ぐらいは落ちたり、鬼瓦が足に当たってけがした人はあります。運の悪い人はできますけど、水害対策、土石流対策が一番ではないのか、町長の答弁を求めます。いかが思いますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

災害対策の重点は水害と土石流ではないのかという御質問でございます。

近年、日本各地で台風や梅雨前線等による豪雨により、多くのとうとい命や財産が失われる水害や土砂災害が多発いたしております。本町におきましては、さまざまな災害に備えて地域防災計画を定めておるところでございます。

各地の災害を見ましても、頻度としては水害、土砂災害が高くなってきており、本町も山間部が多いために土砂災害や河川による水害が想定されます。今後も対策を実施するとともに、住民の皆様への周知・啓発を継続してまいりたいと考えております。

ただ、南海トラフ地震に代表される地震災害や、テロや武力攻撃事態のような国民保護事案につきましては、水害とは異なり、いつ発生するか予想ができないため、これらについても重要な問題として、引き続き、対策や周知・啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 どれも大事なんですけど、やるときには、こっちにこれぐらいという重点つけなしようがないですね。それはひょっと間違ふこともあるかわからんけど、やっぱり急ぐ分からやらないかんというわけです。

香川県が二級河川管理してますね。一級河川は本県は土器川だけですね。国交省はそれはもう金をふんだんに、二桁ぐらい違うんやりますから、一応安心なんでしょうけども、県管理河川がこの関東、東北でも大暴れしましたね。県管理河川特に管理河川の合流点とかね。

香川県知事は県の水害見直しを見直すと、最初は12月に発表すると言いつたと思います。3本だけ既に発表してます。郷東川はやっぱり県都高松を通りますから見事ですけれど、それを、今、3月に発表すると言ひよります。浸水見直しが発表されたらどうするかと。発表してからでなくて、ちょっと事前に備えんかであります。県知事はそれを期待してます。県が見直しを発表するから、市町村の皆さん、住民の皆さん、考えてくれよということであります。県は当然考えるでしょうけども。

この浸水見直し、ハザードマップのやり直しが出たら、町長、どうするんですか。職員たちに研究させておきたい。いかがでしょう。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

県の浸水予測見直しにどう対応するのか。ハザードマップを活用し、水位計の細かな設置があるのではないかと御質問でございます。

現在作成を行っておりますまんのう町総合防災ハザードマップにおきましては、最新の県管理河川の洪水浸水想定区域を反映したものを掲載いたしております。住民の皆様周知することとしておりますが、また、平成30年度に香川県が土器川の県管理区域（御用橋）、財田川、金倉川への危機管理型水位計の設置を実施いたしております。本年度も買田川への同水位計の設置を決定し、水位の管理体制の構築を進めておるところでございます。

さらには、国土交通省の設置するウェブカメラを確認できる体制を構築し、国管理の河川、国道につきましても確認できる対応を図っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林議員。

○竹林昌秀議員 着々ですね。それでじわじわ進めていったらいいと思うんですけども、私はちょっと自宅に降雨計を据えました。垂直のバケツで、物差しを突っ込んだら、何ぼ降ったかわかるんですね。

要は、我が追上の谷と宮田とは雨の降り方が違いますから、うちの降り方を見よって、うちの裏山の沢が濁り出したら、私は逃げないかん。住民一人一人が判断せないかんと思います。

香川県の川はしょんべん川で、降ったらあっという間に増水して、降りやんだら、1時間たったら、水位はもうあっという間に下がり始めます。管理が難しい。水位計へ行きよったら間に合わんのじゃないか。降雨計が要るんじゃないか。自主防災組織のところには降雨計を75%金出してやるから、はかって、自分らで考えやというぐらいしてもいいんじゃないかな。全町で避難指示や、旧十郷村は避難指示いうたって、そないな人数どこへ収容できますかね。小学校の体育館やったら入らんですから、細かく指示するのは、住民たちが細かく自分で判断する以外ないですね。水防本部で判断できんでしょ。

降雨計の設置を自主防災組織経由で進めるというのは、町長、いかがでしょうか。自分で考えて、逃げ出すタイミング考えてくれよということですね。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

水位では避難が間に合わない。集落、谷合ごとに降雨計を設置できないのかという御質問でございます。

雨量情報につきましては、現在、香川県のかがわWebポータルにおいて、まんのう町の8地点（炭所、祓川橋、造田、柞野、美合、明神、川奥、野口）の雨量情報と、8地点（水防造田、水防明神、野口ダム、吉野、多治川、大川山、下福家）の土砂災害に関する雨量情報を確認することができるようになっております。

避難等の住民発令につきましては、大雨、洪水の気象警報及び河川の水位情報と、今後の気象予測や河川の巡視等の情報を含めて、土砂災害につきましては香川県砂防情報システムにおける土壌雨量指数基準の超過状況を加えて総合的に判断することといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 設備、装置をつけたら、それを情報集中して見ないかんですよ。うちの水害対策本部、災害対策本部で実況中継を一つの部屋でみんなで見れると、本部員が一緒に見れるとしたらいいでしょうね。住民の自主判断を促すという主体性の育成とともに、やっぱり公的災害対策本部として逃げよというのも出さないかん。そのためにその情報を集中するリアルタイムのライブ映像を映したりする災害対策本部の部屋が要るように思いますね。本部員たちが仮眠したり軽食とったりする臨戦体制を組んでやらないかんですね。

私が道の駅の責任者だったとき、道の駅に来た人が道路情報を聞くんですよ。所長、あの猪ノ鼻トンネル通れるんかい、猪ノ鼻トンネルが詰まっとったらどっから行ったらええんど。道の駅やから、その案内誘導ができたらいいと思いました。ライブ情報は猪ノ鼻トンネルは道の駅に出てるんですよ。ほかの迂回路を私が教えてあげることができなかった。やっぱり情報収集して、的確に町民に伝えるという機能を増進したら、設備とそれをウオッチする人の体制ですね、町長、いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

高度情報基盤を駆使して、町内地勢ごとの状況をライブ中継できないのかということと、水位計、雨量計、生映像を集中する装置の配備が要るのではないかと御質問でございます。

町内の状況をライブ中継することは、設備及び費用面で困難ではありますが、先ほども申しましたように、香川県のかがわWebポータルはインターネットにより一般家庭でも閲覧可能となっております。このサイトからは気象情報、雨量、河川の水位情報や防災情報等がごらんいただけるようになっておりますので、住民の皆様にも活用いただき、避難や準備等に役立てていただきたいと考えております。

また、集中する装置ではありませんが、水防本部体制におきましては、気象庁の防災情報提供システムでの気象情報、香川県砂防情報システムによる土砂災害情報、国土交通省の映像情報共有化システムによるライブ映像など、常に情報を確認し、消防団の巡視等による情報を加えて総合的に判断をする体制といたしておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 装置代は、私、しれたもんやと思う。本部の施設は結構特注ですからかかりますけど、センサーや降雨計や、うちはラインが、光ファイバーが通ってますから、これを張りめぐらすのは大変なんですけど、いけると思います。

それで、政府のこの26兆円の事業規模の予算を見ると、災害対策関連は山盛りですから、我々が雇用保険や労災保険や国民年金、厚生年金ため込んだ金が、政府の財政投融资の金に回ってる。この調達にばかりといかれんか。

交付金が山盛りで、衆議院選挙がありますから、政府与党は選挙に負けるわけにいかん。市町村行き詰まったらいかんから、予算山盛りですね。

GDP1.4%に伸ばすために、公共投資を直接ふやすのが一番手っ取り早いから、これをばくっといかないかんですよ。それには職員たちに余裕がないといかんのですよね。災害対策をまず重点方針にさせていただきたい。町長、これ、いかがですか。順番にやったらいいんですけどね。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

今、日本の状況としては、一番災害対策というのに重点を置いておると思いますし、今回の補正予算にしても災害に重点を置いておりますし、国のほうとしては強靱化対策等もやっておりますので、それにあわせていろいろ情報収集をして、できるだけ補助金等を使って対策を立てていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長が組織を動かすには、明確な指示とお金の調達と人の配分ですね。人の配分が一番面倒ですね。じわじわ方向だけ定めてもらってやってもらいたい。

皆さん、タブレットを見てください。香川県の二級河川の河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況が絵になって載っております。今、高瀬川はどんどんどんどん川幅を広げてやっていますね。弘田川は河川管理方針だけある。多度津の桜川はある。綾川もある。一の谷川もある。残念なことに金倉川と財田川に整備方針も整備計画もない。これをいかにするのか。

財田川防災協議会で観音寺市長、三豊市長、我が町長の連携で県にこの策定を求める陳情は五所野尾県議会議長さんを介添えとして出して手は打ちましたね。

金倉川は流域協議の場がない。町長、これをいかがお考えになるか。流域として金倉川の河川管理方針と河川整備計画を立てる必要があるんじゃないでしょうか。雨がこれだけ降ったら、水がこれだけ出てくる、流域断面がこれだけ要る、堰堤をこれだけ上げる、川幅を広げる、迂回路をつくる、種々の計画は降雨量からの想定計算であって、合理的科学計算です。これがなされてないということです。

町長、河川管理基本方針と整備計画を策定する必要性についてどのようにお考えになるか。それに対して、金倉川流域協議会を結成するということをいかがお考えになるのか。これを問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

先ほど御指摘がありましたように、金倉川につきましては、今のところ何も手を打っていないということでございますが、この金倉川流域といいますのは、ほとんど中讃広域の中のメンバーの中の金倉川であると思いますので、中讃広域の中で金倉川につきましても十分検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は議員になって以来、これを六、七年言い続けております、あらゆる場所で。

もう一つは、住民の自主防災活動をどう育てるかであります。立派な先生の講演聞いても「はあ」と思うだけで、3日たったら忘れる。しかし、宮田集落が合同の訓練をやった。本目が地震体験者を呼んでやった。こういう事例が伝わると、高篠や吉野の人も考えるかもわからん。事例交換会やるのが自主防災組織を育てる上で一番有益な方法ではないかと思うが、町長はいかがお考えになりますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

まんのう町は比較的今まで災害もないところで、住民の皆さん方にも危機意識というのが薄かったわけではありますが、特に近年の状況を見ておりますと、今まで全然雨が降らなかったところが急に大雨が降ったり、また、当南海トラフ地震が発生する確率が非常に高くなっておりますので、町内でも災害に対しての危機感がかなり出てきたかなと思っております。

また、各地区でもいろんな防災訓練を行っておりますので、それぞれの地区の自主防災組織でも訓練を行っております。そういったことで、全町的に連絡もできるような体制も今後はとっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本目がやりよるんやったらうちだってできるわ、宮田がやりよるんやったらうちだってとなりますから、立派な先生のお話よりも、うちはここまでやったというじわじわした積み上げが住民に伝わっていく事例交換会が一番私はいいように思います。よろしくお願いいたします。2番に移りたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 私、今回の会計室長の公金不正流用、要するに着服ですね。町はとられたんじゃ。とった人がおって、とられた。これだけの単純な、極めて構造の明らかな問題であります。これには町の会計規則が不備であったんじゃないかと。資金管理のところ、お金の扱い、証書、通帳の扱いのところに記載がゼロであります。

中讃広域の財務会計システムは会計規則どおりにつくってありますから、ここは抜けておったと思います。町長、これをいかがお考えになりますか。受けとめておいでますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の2番目の質問にお答えいたします。

例規の不備を補う対応を求める、また、資金管理と施設整備推進手続の例規の制定を求めるということでございます。

まず最初に、まんのう町の例規集につきましては、国の法改正や状況の変化に応じまして、適宜改正をいたしております。資金管理と施設整備の推進につきましては、内規等のルールに従って遂行しております。

さて、御質問の県資金管理の調査につきましては、去る11月21日に県出納室において自治振興課職員、会計事務担当職員より、特に基金管理について詳しく事務の流れ、適切な管理方法などを会計室長、財政担当者2名が調査してまいりました。

県では基金管理において一般会計、特別会計同様の財務会計システムを導入しており、予算課と出納室が連動して基金の管理、執行をしております。そのため、予算課や自治振興課においても基金管理に関係する職員はリアルタイムに執行状況、基金残高を確認でき

るようになっているため、内部牽制が適切にできている仕組みとなっております。

しかし、当町では基金管理において一般会計、特別会計のような財務会計システムが導入されていないため、早急に県のようなシステム導入を検討いたしておるところでございます。

また、県では、当町のように各基金に係る決済用の通帳が存在せず、基金は全て証書で管理しております。つまり、金融機関に行き、通帳で現金はおろせない仕組みとなっております。金融機関を変える場合などには、基金口と言われる通常はゼロ円の通帳を一旦通るだけであります。これらの県の基金管理体制を踏まえ、当町でも基金管理システムの早期導入、現金がある基金通帳の整理などを早急に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 その仕組みも大事ですが、1人でできんようにしといたらいいいわけですね。人間は弱い。誘惑に負けるし、追い詰められたら逆上しますし、つい出来心はありますから、どんな人であってもできないように、三者牽制、複数の人がかかわらんとできんような仕組みにする必要があると思います。それは会計室長を統制するのも三者牽制が要だと思います。三者牽制の必要性について、町長、いかがお考えになりますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

三者牽制が一番大事でなかろうかというようなことでございますが、全くそのとおりでなかろうかと思しますので、そういうようなシステムをつくっていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私が道の駅でレジや自動販売機を扱っていたときに、立派な町の監査委員さんが証券会社の支店長さんでした。日銀の監査と財務局の監査を受けてた人なんで、そのプロに教えてもらったんです。内部牽制ですと。その方が、私が社会福祉協議会の事務局長に行ったときも監査でした。立派な監査委員に恵まれて、私はいろいろ吸収することができたわけであります。

ぜひぜひ、システムの組み上げることと三者牽制、これを機能させる手だてを3月末に報告してくれたら、ほぼ一件落着になります。金が戻ってくる云々よりも、次、起こさん体制とったというのが住民に対する信頼だと思います。3月までにこの報告をできなくてもいいけど、こういうことだからこうやると報告してくれたら、一つ乗り越えられて、年度内に一つステップを踏めるんじゃないか、町長、いかがですか。間に合わんところはいいですよ。お金が戻ってくる、戻ってこんは抜きにして。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

今、三者牽制の問題でございますが、担当者レベルで3月末には答えを出せるように、

今、検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹林昌秀議員 一番大事なことを答えていただきましたね。今、既に皆さんやっておいでるんやけど、ちゃんと仕組みとして確立するということですね。悪いことができないような仕組みにするということを求めたいと思います。

もう一つは、監査委員がやっぱり、今、総務省は監査委員改革を求めています。監査方針、監査計画、監査日程立てて、重点的に監査する体制を、今、求めています。監査の判断基準を何かのルール化する必要があると思いますが、町長、いかがお考えになりますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の監査の判断基準を例規化すべきでないのかという質問にお答えいたします。

最初に、まんのう町監査委員に関する条例に基づき、毎月の出納監査や決算監査などを実施しておるわけですが、地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から各地方公共団体の監査委員は監査基準を定めることとされました。

監査基準の策定につきましては、監査基準（案）及び平成31年3月29日付総務省自治行政局長通知の実施要領を踏まえ、令和2年4月1日の施行に向けて必要な検討を行っており、策定に向けて国・県と連携し、鋭意取り組んでおるところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 御期待申し上げます。事務方の御努力を期待したいんですが、町長、議会事務局兼任で間に合うかな。これは半年でやるから、人をちょっと一時増員するわぐらいの人の手当てしないと、兼務やと、後から頼んだ仕事はどうしても置いてけぼりになる。目の前がありますから、町長、いかがですか。人の配置が要るんじゃないかと。よその町より先に手がけたい。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 庁内の人員も限られた人員でございますので、その辺も十分検討していきたいと思います。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 入念な検討を求めます。

それでは、地方自治法第98条の2項、この御説明を願って、どのように運用するのか、町長の答えを求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の地方自治法第98条の2項においては、議会は、監査委員に対し地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求できることが明記されており、199条7及び12では、町長が補助金などの財政的援助を与えているものに対して監査委員に監査を要求できること、また、結果の公表について明記されて

おります。さらに、２２１条第２項では、町長は、補助金の交付を受けた者に対し、その状況を調査し、報告を徴することができるかとあります。要しますと、町長も議会も監査委員に対して出納に関する監査報告を請求できるわけでございます。

今回の不正横領事件に対しても、監査委員も監査を実施しており、町顧問弁護士、会計事務所にも調査を依頼し、報告を受けているところでございます。

今後、これらの地方自治法を遵守し、適切な対応に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 地方自治法は町長と議会と監査委員の三者で統合的な行政執行を図り、公正さを保つという仕組みになっているわけです。三者牽制でありますけども、三者が助け合って、相互連携して問題解決に向かうという運用を期待するわけであります。いたずらに責任を問うばかりでなくて、町長が監査委員さん頼むでという、議会も監査委員さん、御足労だが、これやってくれんかと。監査委員さんの専門性にも限界がありますから、外部包括監査を頼んだり、PFIみたいに、弁護士に頼んだり、それからそのほか第三者の専門家を起用することができるわけです。町長、こうした三者の統合的運用について、町長は積極的に対応されますか、それとも避けますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、監査委員さんにもお願いしておりますし、監査委員さん、今回、元税務署へ行かれておった専門的な先生に監査になっていただいておりますし、町の顧問弁護士、また、会計事務所等にも十分調査を依頼して、報告を受けておりますので、それぞれが連携した活動といいますか、今後、行動していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林議員。

○竹林昌秀議員 それで、監査委員さんがどのような機能を果たすか、町や議会との関係はこの地方自治法のこの条項に書いてあるわけですし、困ったとき、問題解決、トラブルが起きたときは、やっぱり法令に沿って収拾を図る以外ないですね。お互いで話すことも大事ですけど、そこで地方自治法同規則、それをよく読み解いていただきたいというのが私のお願いであります。

続いて、２２１条、これは町が財政支援している団体、これは町は掌握する権限があり、その結果を掌握して次の予算査定せないかんという仕組みであります。職員が外郭団体の経理、会計を引き受けているようなところは特に掌握すべきでありまして、職員が外郭団体の事務、会計を引き受けているところを三者牽制でもって統制する必要がある。これを例規化する必要があると思いますが、町長はこれをいかがお考えになりますか。仕組みをつくり上げて守りたいんです。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

補助金交付等は町の職員が関係しておるものもありますが、それ以外のものもかなりありますので、全体的な検討を今後していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 大体職員が着服するときは、自分が預かっている会計のところからですね。町の会計は見つかりやすいから、手がけにくい。うちは町のまで手つけたんですが、すぐに見つかるような稚拙な非常に下手なことをやっていると思います。それはともかくとして、町の職員が職務として諸団体の会計を担っている職員は組織として守ってやらないかん。かつての財産区もそれでありまして、同じ問題を引き起こしている可能性がある。まだ当該室長が預かってた外郭団体のお金がなくなってたのか、あったのか、町からは公式に報告を受けておりませんが、私が関係者から聞いた話によると、もう金がなしになったきん、活動をやめたんじゃというて聞いております。外郭団体への、財政支援団体への町長の調査権限で議会が見、それが監査委員が点検する仕組みを求めたい。町長、再度、これにお答え願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

今、議員さんからお話がありました方向でいろいろ検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 完成品の対策は結構ですが、3月に文書でこの問題の報告書をつくるときに、そういう方向で、こういう感覚でつくとだけ書いていただいたら、大きな前進になると思います。町民にやっぱり町政への不信感を払拭することが、今、我々の正面課題ですね。そうしないと、総合計画や過疎自立計画や農業振興計画どころじゃない。これを申し上げておきたい。

ところで、地方自治法243条の2、これの内容について町長の説明を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

地方自治法243条の2項から14項では職員の賠償責任について明記されております。これらの法令を踏まえて、今後も顧問弁護士や警察と連携して、適切に元職員に対しての損害賠償責任を追及してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 元室長は損害賠償するのではなくて、着服したのを返すだけですから、損害賠償責任はそのお金を管理してた責任を問うわけであります。

この243条の2、これを見ますと、誰が責任があったのか、どういう内容だったのか、地方公共団体の長は監査委員に調査を頼むことができる。監査委員がその責任の度合いや

損害賠償のことを調査報告できるとあります。この運用を町長はどうお考えになるのか問いたいと思います。

これは私は条文まで通告してあるんですから、的確に答えていただきたい。ここの条文の解釈については、県や総務省に相談して運用していただきたいですね。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

その点につきましては、監査委員さんとも十分協議をいたしまして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○竹林昌秀議員 監査委員さんと相談することが大事ですよ。一方的に頼んだりせずに、そういう制度に地方自治法はなっておるということです。当然議会もこれに対して求めることができるわけです。

監査委員というのは非常に難しい仕事で、本当に議会事務局と兼任で事務方がいいのかと思ったりもしますが、これは総合的にいろいろ判断しなきゃいけない。ぜひぜひこの条項の運用、解釈を研究していただいて、3月の報告を待ちたいということであります。

以上で2問目を終わって、2本目の半分はちょっと今回見送ります。ちょっと、私、欲張り過ぎました。続いて、3番に行きたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 ただいま、総合計画立案中であります。この中間報告をタブレットで求めるとしたんですけれども、20日の全員協議会で御説明いただけるんですね。細かくはいいですけども、町長さん、「元気まんまん まんのう町」、15年近くやってきて、また次やるんですか。この間、11月、審議会へ行ったら、職員がそれを支持したから、そっちになるような答申が出るみたいですね。

安倍内閣は「美しい国、日本」と言ってた。次、地方創生と言った。全世代型社会保障国家だと言った。そして、今、働き方改革、レッテル張りかえ続けてる。それがいいとは思いませんが、町長、「元気まんまん まんのう町」は確かにすばらしい。しかし、この条項をどこか総合計画に残して、新たな合併後町政はうまくいったが、これからの町をどうするのか、新たな方向性を出すべきではないのか。15年近く続いた「元気まんまん まんのう町」を、町長、このままお続けになるつもりなのか、これを問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

「元気まんまん まんのう町」は、御存じのとおり、第1次総合計画策定のキャッチフレーズでございます。審議会からの答申はまだでございますが、第2次総合計画策定委員会や審議会でも御検討いただいております。その中でこのフレーズが住民に浸透していることや、町のイメージをあらわしているなどの意見があり、これを引き継いではどうか、サブタイトルとして住民アンケートでも多く上がった「自然」や「人」、「支えあい」等のキーワード

ードを入れてはどうかという方針で審議が進んでいるようでございます。

御質問では、私の意見ということですが、審議会に諮問しておりますので、個人的な主観を持って示唆をするようなことは控えたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の広範な総合調整権があるわけでありまして、こういう方向でやってくれんかとか、骨格を審議会に伝えることはやっていいんじゃないかなと思います。答申が出てしまって、ひっくり返すのは、それはまずいですが、町長がやっぱりある考えを見せて審議会に諮るということは大事であります。丸投げで審議会からゼロから待っておるのか、それがちょっと心配なんです、町長、審議会に対して、この総合計画に対してどのような方向性、それを指示したのか、求めたのか、これを問います。リーダーシップを期待しとるんです。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

町民の声を広く集めるということでございますので、第1次の計画もそうでしたが、この第2次の計画に対しても、私のほうからこういうことを策定してほしいというようなことは申し上げておりませんので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の政治スタンはですね。民意を受けて、そのとおりに集約してやるというスタイルで、それはわかりました。それはそのスタイルはスタイル、いささか何か乗り越えるときとか、今回みたいな着服の問題があるときには、町長が明快に姿勢を見せて見せる、引っ張っていくということが要るんじゃないかとは思いますが、それがスタイルと言われたらしようがないかな。だが、ちょっと職員たちも迷うときがあると思うんですね。安倍総理は実に機敏ですよ。幾らトラブル起きたって、首相官邸の役人たちが走り回って、有能なんですね。それは安倍首相がはっきりしとるから、ちょっとそこまてかなと思ったりしますが、町長と安倍首相は対角にあるような気がします。それはいいです。

じゃあ、これまでの議会でいろいろ発言したことを総合計画にどのように取り込もうとしたのか、これをちょっと伺っておきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

今まで議員の皆様方から出された御意見や御指摘等を計画内容に盛り込むということでございますが、住民の代表であります議員の皆様とさまざまな施策を協議し、実施してきた現状を住民意識調査やワールドカフェ・ワークショップなどから導かれた意見や要望が施策検証の意味があり、これまでの成果や今後の課題を示すものと思っております。

総合計画は、御存じのとおり、部門ごとに総花的、大局的なものを設定していくことに

なることから、まちづくりのためにいただきました皆さんの御意見の多くは内包された形となっていくものと考えておりますので、御報告させていただく計画素案を見て御判断をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 要は、人口が香川県は97万6,000人から77万6,000人になると。うちの町は1万8,000人から1万2,000人ぐらいにこれから20年ぐらいでなるんですよ。人口減少、高知県なんかはもう50万人を切ると。

増田総務大臣が勇退後発表した増田レポートは、全国に消滅する市町村がこれだけあると発表して、物議を醸しました。その後、未来の年表、未来の年表パート2とか未来の地図帳とか、将来予測の本がベストセラーになっております。

これを見ると、2040年には自治体の半数が消滅とある。もう社会福祉協議会が募集しても、正友会が募集しても、仲南振興公社が人を募集しても、集まりにくくなると。人の問題が大きいんであります。人口減少をめぐる町の担い手が減ること、これを10年間でどう展望しているのか、町長の見ているところを問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたしたいと思います。

総合的に言いますと、今後の10年間でどのように展望しておるのかということになります。本町の次の10年間の展望ということでございますが、住民意識調査の結果から見ますと、本町の住みやすさについての項目では年代ごとに差はあるものの、全年代を通せば、8割に近い住民の方が今後もまんのう町に住み続けたいとの回答があり、定住意向は総じて高く、これまで取り組んできた行政のバロメーターにもなっておるものと考えております。

住民のまちづくりに対するニーズに関する「理想とする将来のまちの姿」の調査では、保健医療・福祉サービスが充実した安心して暮らせるまちが最も多く、次いで道路・交通が整備され、防災・防犯体制などが整った便利で安全なまち、豊かな自然・田園・住環境が整備された潤いのあるまちとなっております。

また、政策分野の満足度と重要度の調査では、誰もが安心して暮らせるまちづくりの健康・福祉部門の満足度も重要度も高く、一方、地域経済の活力を高めるまちづくりの産業・雇用部門では満足度が大変低い結果となっています。経済の低成長期の中、企業の誘致や各産業の担い手確保の施策が十分行えていないことがこの理由と思われますが、本町には高い技術力や広い販売力を持っている全国的にも優良な企業が幾つもあることから、人口が減少する中で、これまでの施策に加え、適正に経済活動が進展していけるような産業支援策を展開していく必要があると思っております。

御質問にある目指すべき方向性と実現に向けての手法につきましては、審議会より答申をいただいた後、国のまち・ひと・しごと創生基本方針2019などの全国的な潮流も鑑みながら、時代に合わせて順次取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 農村整備局には山ほど農業地域への振興策があります。今次、政府の補正予算は15カ月予算称して29兆円を用意する。この調達に動かずして我が町の発展はない。政府の政策のうち、導入を調査し、期待する政策は何であるか、これを問います。町単独事業では規模がしれてます。各省庁競い合いです。うちの施策つくってくれいって競争しよる。お金はあり余ってます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたしたいと思います。

通告書に基づいて答弁いたしたいと思います。

いろいろ目標等を達成する手だての骨格を問うということですが、導入に関してほかの施策をいかに導入していくかということですが。

御質問は、総合計画にある基本目標や政策目標を実現させるための骨格ということですが、現在のところ、三つの基本目標と六つの政策目標、18の施策分野を設定し、町の将来像の実現のために作り込んでいるようなところでございます。導入する政府施策等の記載はないようでございますが、審議会の答申をいただいた後、国のまち・ひと・しごと創生基本方針2019などの全国的な潮流も鑑みながら、国の施策とも整合させながら、順次、取り入れていきたいと考えております。

また、農業振興施策に関してございますが、まんのう町は青ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、トマト、ナバナ、ニンニクの主産地であり、このほか、ブランド農産物でありますはざまイチジク、ひまわり牛、高原キャベツ、タケノコなどがありますが、脆弱な状態でございます。このため、地域間競争力のある新たなブランド農産物の振興や既存ブランドの再ブランド化を図り、高収益につなげていきたいと考えております。

また、特定の農産品につきましては6次産業化を推進し、より付加価値づけを行い、店頭、インターネットなどの多様なチャンネルで販売し、高収益化を図る仕組みを構築し、販路の拡充に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総合計画を遂行するには、政府施策を調査して導入してやっていかないかんですね。これは各課の課長さん以下、中堅職員たちの仕事ですね。ここが動きやすいようにどうやるのか、誰に農業生産を振興する仕事をやらせるのか、その人の起用ですよね。専門性のある人を調達してくるのが早いかなと思います。それを御期待申し上げておきたい。

それから、交通立地条件を変えたら社会は変わります。猪ノ鼻トンネルが抜ける、国道32号は人がふえるのか、減るのか、交通事故がふえるのか、交通立地条件を改善する手だて、構想、国、県への働きかけについて問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

竹林議員さん御指摘のように、猪ノ鼻トンネルが開通いたしますと、国道３２号線の交通量が大きく変わっていくんじゃないかなと思っております。それにあわせて、まんのう町もいろいろ対策を立てていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 徳島自動車道の井川インターと善通寺インターがつながるんですね。それから、今、琴平へ来る観光バスは美馬から琴南を通ってきてますね。東予の人たちは高松空港で我が町を通っている。この立地条件の中で我が町が打つ手があるのかなのか、これであります。

私が御期待申し上げるのは、外人労働者がふえている。ベトナム人が、今、一番で、中国人は次ですね。外人労働者に対する対応を総合計画の中にいかに盛り込むのか。それから介護や医療の社会保険料が高い町をどうやって脱却するのか、これは総合計画の中に入りたい。これは、町長、いかがお考えですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの外国人労働者にどのように対応をしていくのかと、受け入れ対応ということの質問にお答えいたします。

現時点での計画では、農林業、商工業の振興関係の外国人労働者の雇用や受け入れ対応については項目はないようでございます。平成３０年１０月現在の県の発表では、外国人労働者数は８，７０３人で増加傾向にあり、中国、ベトナムの労働者が多く、産業別では製造業が５割強とのことでございます。本町におきましては、ベトナムの方、次いで中国の方が多い傾向にあり、労働力が不足している業種等の対応について、県や民間業者と連携していく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長、ただいま不適切な発言がありました。一般質問、議事録の精査をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 後ほど確認します。

一般質問を続けてください。

竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町はいっぱい地域資源があって、満濃池の名勝とか、綾子踊も次また有力な期待が持てます。本当に充実した地域振興の施策が講じられていると思います。しかし、行政が充実しても住民は減った、手術は成功したが患者は死んだとならないための工夫が要るんだと思います。ますます議会と力を合わせて町政の進展のために努力してまいりたい。町長、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 以上で、５番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で１０時４５分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時４５分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

先ほどの竹林議員の発言中、不適切な発言が確認できましたので、本人より訂正を求めます。

５番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 貴重なお時間を拝聴して、先ほどの一般質問の私の３問目の発言を訂正させていただきます。まことに申しわけありませんでした。

外国人労働者と言うべきところを、別の言葉を使ってしまいました。穏当さを欠く言葉を使ってしまって、まことに申しわけありません。議会の品位の確保のために、議事録からの訂正をして、おわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

○田岡秀俊議長 それでは、引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

２番、常包恵君、１番目の質問を許可します。

○常包恵議員 議長の許可をいただきました、２番、常包です。町長を初め執行部の皆さんの丁寧な回答をお願いしたいと思います。

質問に入る前に、先ほどの質問にもありましたが、東日本の中心に各地でたび重なる大雨、そしてまた、暴風雨の被害に遭われました皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また、このような災害を受けてたら大変遭われた方に失礼に当たりますが、災害対策が国を初め進んでおり、国土強靱化対策の予算で土器川の炭所西地区、国管理機関の中で支障木、竹や木の伐採が大変進んでいます。これを見て、住民の方から、大雨が降ったときにちょっと安心できるかなという声があったり、また、遠くまで見えて本当に気持ちがいいと、さっぱりしたような気がするというような声がたくさん届いております。町長を初め関係課の皆さんの御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、今回の質問につきましては、一つは来年度予算の編成、そして、二つ目に地域担当職員制度の導入について、三つ目が受動喫煙の防止、健康対策についてという３点について質問をさせていただきたいと思います。

１点目についてですが、きょうの新聞に国の予算が、２０２０年度、２年連続１００兆円を超えるというような予算の素案、それが２０日に閣議決定をされようということが新聞報道がありました。本町におきましても、各課の要求を現在取りまとめて査定作業が行われているというふうに思います。

令和２年度、来年度予算についてお伺いしたいと思います。

最初に、予算編成についてお伺いいたします。

平成２９年２月につくりました中長期財政計画改訂版によりますと、平成３０年度、昨年の決算で、歳入（収入）が計画の上では１０７億５，０００万円だったのが、実際は１１１億３，０００万円、歳出（支出）につきましては１００億６，０００万円の計画が１

04億8,000万円、それぞれ計画を4億円程度上回っております。

今年度の予算は今議会に提出されました補正予算を含めまして、一般会計の予算総額は117億2,990万円となっております。来年度の歳入歳出の予算規模はどの程度を想定しているのでしょうか。そして、その枠内におさまるように各課の予算見積もり、要求の根拠、編成に当たりましてどのような指示を各課にされているのか、最初にお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの新年度予算編成についての御質問にお答えいたします。

最初に、平成29年2月に策定いたしました中長期財政計画改訂版につきましては、各年度における繰り越しを含めた歳入歳出それぞれの決算額を示しております。

平成30年度一般会計決算につきましては、歳入総額111億3,850万4,000円で、中長期財政計画に比べ約4億3,000万円多く収入済みとなり、歳出総額は104億8,754万1,000円で、中長期財政計画に比べて約4億2,000万円多く支出したことであります。

この計画との差異につきまして、歳入においての主な理由は、合併特例期間が終了し、激変緩和措置期間3年目の平成30年度であるため、地方交付税を約39億円と想定しておりましたが、合併特例債などの交付税措置分が多く算入されたため、43億円の決算となったことによるものでございます。

歳出においての主な理由は、香川県広域水道企業団負担金などの補助費及び委託料、賃金など、物件費の積み上げによる増加でございます。

次に、歳出におきましては、合併関連事業等に係る公債費の増加、また、少子高齢化の進展に伴います扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、介護保険等に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化や町道に係る維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われまます。

これらのことを踏まえ、令和2年度予算編成の基本的方針としましては、中長期財政計画を踏まえ、まちづくりの指針となるまんのう町総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策、事業の着実な推進を図り、少子高齢化に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本整備など多様化する政策課題に着実に対応し、町民の満足度をより高めていくことはもとより、合併効果が十分発揮できる施策の推進、また、合併特例期間が終了し、激変緩和期間5年間の最終年度となることを踏まえ、持続性、安定性のある財政構造を構築することといたしております。

また、10月18日に全職員に周知した枠配分方式による予算編成では、各課の自主性、自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップアンドビルドの促進などを目的に、昨年度から16事業ふやした全309事業について重点施策などの政策的経費、義務的経費及び国・県補助などの特定財源を除き、一般財源ベースで令和元年度当初予算額の8%減、92%の範囲内にとどめることとしております。

そして、令和元年度の一般会計当初予算額が１１４億２，７００万円でありましたが、令和２年度の当初予算額は大型事業などの重点事業があるため、一般財源は減額となるものの、全体では本年度とほぼ同額の１１４億円程度と想定しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。今年度の額程度を見込むということですが、中期の計画よりは、毎年、総額では決算ふえているというのが状況だと思います。

先ほどありましたように、町の一般財源の８％減ということを言われましたが、予算を立てる基本としてですね、事業の中で地方交付税やその他有利な補助金で町の独自財源、一般財源、また、貯金が減少しないからいいんじゃないかと、もっと使っても大丈夫でないかという人もおいでます。

また、有利な貯金と言えども、借金は借金ですから、子供や孫のためには抑制せないかんのでないかという人もおいでます。

来年度以降、琴南総合センターや満濃南こども園、高篠公民館、満濃農改センターの改築など、大きな工事が予定されています。今後の計画どおり進んでいくのかどうか、先ほども言われましたが、交付税の合併特例期間の優遇期間が終了するということでもありますから、その辺を含めて、もう一度、先ほど二つの意見がありましたが、改めて説明を求めたいと思いますが、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

改めてわかりやすく説明をさせていただきます。

常包議員御指摘のように、毎年、合併特例債や過疎債を使った大型事業を計画しておりますために、決算規模も１００億円を超えるものとなっており、今後も、御指摘のように、琴南総合センター、満濃南こども園統合、高篠公民館、満濃農改センター、琴南小学校改修などの大型事業を予定いたしております。なるべく単年度に大型事業が集中しないように平準化し、有利な合併特例債、過疎債などを充当しながら計画的に進めると同時に、財政的には国や県補助金が充当可能な事業には極力有効に活用し、減債基金や財政調整基金などの取り崩しなどを行いながら進めてまいりたいと考えております。

また、地方交付税につきましては、平成２８年度より激変緩和期間５年間に突入し、来年令和２年度で合併特例前の状態に戻ることににより、約１０億円程度低減されると想定しておりましたが、平成２８年度から３０年度までの交付税決算を見ますと、合併後、大型事業に充当しております合併特例債などの７割が基準財政需要額に充当されておりますことから、３０年度決算は２９年度決算よりも約１億円多く４３億円となっており、来年度以降も同様の公債費算入があり、急激な交付税歳入の低減にはならない見込みでありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。できるだけ将来を見据えて制度設計をお願いしたいと思います。

今、答弁があったような状況の中で、新年度の、今、考えられておる重点施策について、明らかにできる点がありましたら、お示しいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

そのような財政状況の中で、重点施策をお示しくださいということでございます。

新年度において、現時点で計画しております重点事業の主なものにつきましては、高篠公民館改築事業、満濃南こども園統合事業、火葬場改修事業、カーボン・マネジメント強化事業、高篠学童保育施設整備事業でございます。どの事業につきましても、合併特例債もしくは過疎債を充当予定であり、限られた財源の中で計画的かつ有効に予算措置をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。

続きまして、予算の細部になりますが、2点ほどお伺いします。

1点目は、満濃池を核とした文化、観光面の施策であります。

ことしの10月16日、多くの方の努力によって、満濃池が国の名勝に指定されました。12月号の広報でも住民の方に周知をされております。

しかしながら、指定をされた今からの取り組み、そして新年度の取り組みというのが大切かと存じます。9月議会の私への回答の中で、満濃池が名勝に指定された後に満濃池保存活用計画を作成し、満濃池を核に周辺の自然や文化、また、施設などをPRをしていくということでありました。私もかりん亭やかりん会館、そして満濃池の周辺のお寺や神社、広くは阿讃山脈周辺まで含めた一つのゾーンとして、単体ではなくゾーンとしてPRをしていくことが大事ではないかということを申し上げてまいりました。文化資源と観光資源を一体として考えることが大切ではないかと申してきました。

しかしながら、満濃池を核にしていくといいながら、細かい話ですが、かりん会館と国営まんのう公園の休日が違っております。かりん会館の休みは水曜日、まんのう公園は火曜日です。

また、かりん会館は非常に老朽化しております。段差も非常に多いですし、2階のパネルも暗いです。大広間も非常に暗いです。改修は予定されているのでしょうか。

また、かりん亭、満濃池周辺で唯一の食事を提供できる場所ではありますが、敷地内にあります別棟があるんですけど、現在、利用されておられません。昨年、改修されたとお聞きしましたが、もう少し効果的に有効に活用したいと存じます。そして、政策を企画する役場内においても、企画観光課と生涯学習課、どこが取りまとめなのかが非常に曖昧に思います。

今回、機構改革の中で、企画観光課を分離し、新設されます地域振興課がメインになる

のかどうか。企画観光課から新しくできる地域観光課が課として機能を強化されて、スピード感のある対応が私としては期待しているところであります。そのためには、課を新設するだけでなく、そのスタッフといいますか、人員配置も含めて、分離をしたメリットというか、その効果が十分に発揮できるような体制をつくっていただきたいと思いますと考えております。

また、これまで満濃池のPR活動を続けてきました住民団体の皆さんと連携して、国や県の支援もいただきながら、満濃池の魅力を発信していくことが大切だと思っておりますが、新年度の中で具体化した計画がありましたら、お示しいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

かりん会館は平成2年に子供から高齢者まで幅広い世代が生涯を通じて学習や研修ができる人づくり施設として整備され、広く利用されてきた施設でございます。かりん会館の利用者は昨年度5,200人ほどで、残念ながら年々減少傾向にございます。

御質問につきましては、かりん会館とまんのう公園等と一緒にイベントを開催したり、平日に双方の施設を利用して集客するような催しがある場合は、閉館日であっても融通をきかせておりますが、御趣旨は総合的な意味合いを持つ観光資源の満濃池周辺施設の一体的・効果的な活用計画をということだと思いますので、今後、かりん会館を利用する客層等を分析した上で、定休日等につきましても考えてまいりたいと思います。

次に、かりん会館の施設改修についてでございますが、築30年近く経過しており、各所に傷みは見られますが、現在までスロープや手すりを設置し、部屋の段差をなくし、昨年度はトイレの洋式化を行うなど、バリアフリー化もあわせて順次修繕をしてきております。

しかしながら、施設の利用者が右肩下がりなのも事実でございますので、利用者にとって使いやすい施設となるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、かりん亭に隣接する物産館についてでございますが、こちらも築30年を経過しており、老朽化に伴う機器の更新と、新たな観光拠点として活用するために改修を行ったところですが、御指摘のとおり、まだ整備を行ったところとまっております。施設の設置目的が地域特産品のPRや加工品の販売となっておりますので、町の活性化のために効果的に活用してまいりたいと考えております。

また、満濃池周辺の観光は、国営讃岐まんのう公園、香川県営満濃池森林公園、ほたるみ公園などを含め、美しい自然と水が調和した景観を見ようと非常に多くの方においでいただいております。しかし、満濃池単体の観光だけを見てもみると、一部に湖畔を散歩する方はおられますが、多くの方は堤防から池を眺望するだけで、残念ながら、その滞在時間はごく短いものとなっております。

御質問にもありますように、弘法大師空海の足跡に触れることのできる名勝「満濃池」

を広く紹介するために、地道に活動をされておられるボランティア団体「まんのう池コイネット」の皆さんや、満濃池周辺地域の持つ自然の美しさと景観を生かし、桜の植樹運動を通じて人々の出会いや交流の輪を広げ、地域の活性化を推進する活動を行っております。NPO法人「さぬき夢桜の会」の皆さんなど、多くの方が満濃池の魅力を内外に発信されており、今後も連携を図っていきたいと考えております。

また、かねてより満濃池周辺整備の一環で満濃池周遊道を検討してまいりましたが、関係者との調整がほぼ整いましたので、今年度に用地測量等を完了し、来年度に工事を行い、来年度末には開通させるよう計画をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、予算の中で維持管理予算の確保についてお伺いしたいと思います。

町民の方の一番の要望というのは生活環境の改善であります。その中で特に多いのが道路の舗装、道幅を広げる、また、カーブミラーをつくるとかいう問題です。私たちにも多くの相談が寄せられるところであります。

町内にある施設がたくさんできれば、それだけ維持管理費というのは必要になってくるわけですが、その中で道路の維持管理についてお伺いしますが、平成28年度から多くの要望があるということで、27年度に比べて当初予算で5,000万円を増額し、その額を続けてきてくれています。しかしながら、町政懇談会の中では、一番多いのが道路の要望です。ただ、要望が多くて、全体の3分の1くらいしかなかなか対応できないという回答がありました。

町道は国道や県道とは違い、毎日の私たちの生活に密着した、直結した、なくてはならないものだというふうに思います。私たちの快適な生活環境に近づけていくために、維持補修というのは当然必要でありますし、早期に行うことが、早目早目の対応が、結果として維持補修予算を少なく済むと、施設の長寿命化につながるというふうに考えます。新年度の増額を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

常包議員御指摘のように、特に道路維持管理費につきましては、平成28年度予算より平成27年度対比で5,000万円上乗せとしております。計画当初は平成30年度当初予算までの3年間継続上乗せとしておりましたが、道路の舗装修繕などの維持管理費は住民からの要望も多く、令和元年度予算におきましても、平成30年度予算をベースに予算編成を行っております。来年度予算につきましても、本年度予算を念頭に予算編成をしたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 今年度では足りないというのが状況なんです。懇談会の中でも毎年のように出されるんですね、住民の方からは。3分の1ぐらいしか現実的には対応できてい

ないと。緊急性のあるところからされるというのはわかるんですけど、いつが来たらできるのかなというのが住民の方の率直な気持ちでありますので、足りないという認識の中で、今年度と一緒にというのは現実的に困難かなと思いますので、改めて今からの予算編成の中で検討いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから次に、予算のつくり方について、実務的なことについて何点かお伺いしたいと思いますが、予算は年度ごと、1年ごとというのが基本ですね。収入、支出、契約、全てが一応基本的には1年ごとという単年度契約です。

しかしながら、平成16年の法律改正により、条例で定めることにより、長期の継続契約というのが可能となっております。まんのう町におきましても、庁舎の管理機器の賃貸借であったり、パソコンのリースであったり、自動車のリース、また、コピーのリースとか、そういった8項目について長期継続契約ができる条例を定めております。したがって、裏を返せば、8項目以外では、翌年度以降の支出義務の負担を伴う場合は、債務負担行為として議会の議決が必要になるというふうに思います。今回の12月議会でも、可燃ごみの2回収集業務の債務負担行為が提案されているところであります。

これは将来の財政負担を合わせて、今回、一緒に審議をするほうが私たちも町民の方もわかりやすい、よいか悪いかを判断しやすいということもありますが、何よりも、予算の裏づけのない契約を結ぶことになってしまいますが、請負業者の不安を取り除くことにつながるのではないかとこのように考えるところであります。

このようなことから、昭和38年に債務負担行為ということで、予算であらかじめ定めて、議会の承認を得るというふうな制度になったというふうに理解をしています。つまり、2年、3年かかる工事とか業務委託は、契約の準備にかかる前に何年するのか、契約限度額なども合わせて債務負担行為として議会の議決を得ることが必要です。複数年業務が継続しているにもかかわらず、1年契約の反復契約であったり、入札を行わない随意契約を繰り返すということは、公平な契約、公正、公開の原則からおかしいのではないかとこのように理解をしておりますが、このような理解でよろしいのか、執行部の考えをお示ください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

複数年契約と債務負担行為の関係についての御質問でございますが、常包議員御指摘のとおり、地方自治法第214条に基づき、複数年にわたる契約につきましては債務負担行為を議会に提出し、定めることとなっております。

しかし、例えば複数年で期間を設定し、見積もりなどにより契約を締結した場合であっても、その契約が単年度契約となる場合につきましては、債務負担行為を定めておりません。

また、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約に関しては、まんのう町長期継続契約を締結す

ることができる契約に関する条例に基づき、電気料やリース料などの長期継続契約につきましては、債務負担行為は定めておりません。

今後、契約のケースにもよりますが、複数年にわたる見積もりなどによる単年度契約につきましても、債務負担行為を定めるかどうかは、その事業内容や町に対しての有益性を考慮し、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 複数年の見積もりををするといっても、それは表には出ないわけで、契約は一年一年というのは、その業者にとって複数年契約してくれるかどうかはわからない、担保されていないわけです。そして、そのことが私たち議会にも住民の方にも公開されてないんです。単なる役場と業者との関係だけです。債務負担行為として出されれば、私たちもそういう契約が予定されているということがわかりますし、住民の方にもわかるんです。そういう意味で、公開しないといけないんじゃないかと思うんですね。ですから、複数年の見積もりをしたから単年度契約でいいというのは私は間違っていると思います。改めて精査をお願いしたいと思いますが、時間の関係もありますので、最後に予算の書き方について、要望なりをしておきたいと思います。

予算書の説明欄の記載のルールというのが、書き方というのがどうも各課でばらばらのように感じております。業務委託料が3,000万円とかぼんと出とつても、どんな業務を委託するのか、どんな工事をするのかというのが私にはちょっとわかりにくいんですね。ですから、補助金や負担金、いろいろありますけれど、できるだけ詳しく詳細な記載をお願いしたいし、ルールというのをきちんとしていただきたいなど。

それと、来年度の予算が2月に出ると思いますが、できるだけ早くしていただきたいなと。昨年の例で言えば、3月議会の一般質問の締切日に予算の議案とか予算概要とかが来たんですね。できるだけ早くしていただきたいと思いますが、以前にも、3月議会で私も質問させていただきましたが、その辺、改めまして御見解を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、予算書の内容を詳しくしてほしいという件につきましては、財政担当が各課の予算見積もりを査定する中で、例えば委託料であれば、具体的な委託内容を極力表記するようにし、今後、さらにわかりやすい予算書になるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、当初予算書や補正予算書につきましては、議案であるため、告示日以降に議員各位にお渡しいたしております。そして、一般質問の締め切りにつきましては、議会事務局が告示日以後に設定しておるようでございます。予算書を手にしてから一般質問の締め切りが短いと、予算書の内容を熟読できない場合があると思われます。

今後は、当初予算であれば、予算書の補足説明資料として作成しております当初予算書の概要を、印刷の関係もありますが、必要な場合において、告示日以前にお渡しできるよう調整してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○常包恵議員 以上で終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 次に、地域担当職員制度について伺います。

大変聞きなれない言葉かも知れませんが、各小学校区単位とかを担当する職員を配置する制度であります。専任、兼務それぞれありますが、多くの自治体で最近は採用されてきております。

平成28年7月に一般財団法人の地方自治研究機構が調査をしました。全国1,741自治体の66.2%、1,152自治体での調査の結果の中で、そのうち30%の345の自治体が制度を導入しております。561の町村では27.8%、四国では26.4%でした。

面積で見ますと、面積が広い自治体ほど導入率が高くなり、50平方キロメートル未満では21.3%、300平方キロメートル以上では43.1%、まんのう町が入ります100から200平方キロ未満では27.3%で制度化をされております。

先日、教育民生常任委員会で視察をいたしました長野県飯田市では、市内にある20カ所の公民館に20代の職員を数年間専任で配置しておりました。住民の方の自主性を尊重し、住民活動を支援する、サポートをしていくために職員を配置しているとのことでした。若い職員の方も地域に入ることによって住民の方の声を聞き、一緒に取り組みを進めていく、協力して一緒に働く協働の経験をすることで、職員としての能力の向上なり人材育成につながり、市としてもプラスになるという判断でした。飯田市の担当の方は、20の地域が元気になることが市全体が元気になるとの位置づけて、20の公民館に専任の職員を配置しているということでした。

また、ひまわりサミットでお越しいただきました兵庫県の佐用町では、平成17年4月に合併し、面積が300平方キロ、人口1万7,500人ぐらいです。小学校区単位につくられました13のまちづくり協議会に7人の職員が、兼務ではありますが、本庁や支所に配置をされています。合併で面積が広くなり、職員の目がなかなか隅々まで届かないという課題があり、合併協議会の中でまちづくりを支援する担当者を置き、住民との協働を実施したそうです。

地域は行政がきちんと支えればきちんと活動してくれる。待っていては何も起こらないが、動き始めたらどんどん加速していく。行政はそれを方向がそれないようにサポートするだけですと、担当課長のお言葉でした。

地域を知らなければ町の仕事はできません。地域担当職員を務めることで地域を知ることができ、地域の人を知ることができる、これが役場の仕事の基礎となるとも言われてお

りました。

合併してから13年、少子高齢化が進行しておりますまんのう町、また、小規模の集落が点在する山間部から、住宅が集まり市街地が形成されている平地まで、多様なまんのう町にとりまして、将来を見据えてどのような形にしていくのか。このまんのう町に住んでよかった、幸せだったというふうに感じてもらえるにはどのようにしていくか。そのために地域の方の力を最大限に引き出し、住民との協働社会や協働の地域をつくっていくことが大切かと思います。

二つの地域の事例を紹介いたしましたが、町としてどのようにお考えでしょうか、よろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の地域担当職員制度の導入についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘にもありましたように、全国的に少子高齢化はもとより、地方での限界集落の増加や地域活力の衰退、過疎化が問題になっておる昨今におきまして、地域の活性化対策はどの自治体も喫緊の課題として苦慮しているところでございます。

そして、ただいま提言いただきました地域担当職員制度につきましては、昭和43年に習志野市で採用された地域担当制が全国的なさきがけとされておりますが、特に平成の大合併以降、地域コミュニティの希薄化が顕著に進行している中で、有効な制度であると考えます。

そうした背景におきまして考察しますと、地域の方々がみずからの地域をどうすべきかを真剣に討議するとき、行政は既存組織の体制では十分に住民の意見要望に対応できない場合もございます。そこで、より住民の意向を町政に反映するため、町職員の一人一人が各コミュニティの担当職員となり、それぞれの問題解決にはどうしたらよいかを住民とともに考えていくことも意義あるものと思われまふ。そして、町民ニーズを的確に把握し、施策に生かすため、広聴機能のさらなる充実を図るなど、情報の受発信を効果的に行うことで、行政と町民がお互いに顔が見えるより開かれた町政と、町民や各種団体と行政が連携し、まんのう町総合計画においても提起しております協働のまちづくりを推進するためにも、職員の地域への参画は必要不可欠な要素であり、私は常々課長会や機会を捉えて、職員は地域の行事や活動に積極的に参加し、かかわるよう発信しております。

今後、御提言いただいたことも含めて、他自治体の手法を参考にしながら活力あるまちづくりを目指したいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。地域担当職員、通常の役場と地域とをつなぐという立場、行政的な部分もありますし、防災面、健康面、いろんな面で地域とのつながりをつくっていく人を設定するのがいいのかなと私は思っております。

ただ、職員にとりましては、兼務であっても、通常業務にプラスにされ、負担になるこ

とも予想されます。その辺、勤務の扱い等も工夫をしまして、先ほど答弁にもありましたが、先行している自治体の内容を検証し、検討していただいて、まんのう町にとって最適な形で導入ができるよう検討いただきたいと思います。

以上で、2番目の質問を終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 三つ目は、受動喫煙の防止対策、健康対策についてお伺いいたします。

たばこは健康に悪影響を及ぼすことは多くの人に理解をされております。喫煙は肺がんを初め多くのがんや心臓病、脳卒中などの循環器系の疾患、また、ぜんそくなどの呼吸器系疾患になるリスクが高まります。そして、リスクはたばこを吸う人以外にも及びます。たばこから立ち上る副流煙のほうが、たばこを吸う主流煙よりも実際は危険である有害物質が多く含まれていることが報告されております。

2002年に受動喫煙の防止対策が努力義務として盛り込まれた健康増進法が制定されました。そして、昨年、2018年に健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙をなくすための取り組みが、マナーからルールへと変わったということです。広報の9月号の中で周知をされておりましたが、改めて町民の方々に説明をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの3番目の質問にお答えいたします。

望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が施行されました。基本的な考えといたしましては、屋内において受動喫煙を望まない者が受動喫煙にさらされないようにすることを基本に、健康影響が大きい子供や患者等に特に配慮するため、こうした方々が主として利用する施設や屋外についても、施設の類型や場所ごとに対策を実施して必要な措置を講ずることとされておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 もう少し詳しく説明いただけるかなと思ったんですが、ぜひ法律が改正された内容につきまして、改めて周知をいただきたいと思います。ことし7月から、学校、病院、児童福祉施設、また、役場等の行政機関が原則敷地内禁煙となりました。対象となる施設はまんのう町においてはどのようなものがあるのか、具体的にお示しをいただけたらと思っております。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

対象となる施設をお示しくださいとの質問にお答えいたします。

町の公共施設につきましては、本庁、支所、学校、診療所などは第一種施設、それ以外の公共施設の多くは第二種施設とされ、第一種施設は敷地内禁煙、第二種施設は来年度4月より原則屋内禁煙とされております。また、敷地内禁煙の第一種施設におきましても、

屋外で必要な措置がとられた喫煙場所は設置できるとされており、本庁舎では玄関横から庁舎東側車庫へ喫煙場所を移動いたしました。

それ以外の施設での状況につきましては、第一種施設の支所等は屋外喫煙場所を設置、学校施設では以前より敷地内禁煙としております。それ以外の第二種施設につきましては、屋内禁煙としております。また、屋外での喫煙場所についても、できる限り受動喫煙防止への配慮を行うよう周知徹底を進めてまいりたいと考えております。

御質問の施設のうち、児童館は児童福祉法に規定されておる児童厚生施設となりますので第一種施設、公民館、隣保館は第二種施設となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 今ありましたように、来年４月からは、飲食店、事業所、いろんな施設が原則屋内禁煙ということになろうかと思いますが、住民の皆さんや企業、会社の皆さんへの周知、助言というのは、今後、どのような形で進められますか、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

住民や企業への周知についての質問でございました。

法律改正につきましては、９月号広報誌に掲載を行いました。各施設の対応につきましては、これまでの対応から大きな変更はないため、周知、広報は行っておりませんが、本庁舎の喫煙場所の移動につきましては、町ホームページに掲載いたしております。

企業や事業所などへは、労働基準局より各事業者団体に向けて「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が出されており、各団体会員に周知が図られております。また、商工会を通じての周知に加え、飲食店には県から個別に周知が図られる予定でございます。

今後、必要に応じて町民へ向けて周知を行い、法律の改正についてもルールを守っていただけるよう啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。私も１５年前まではたばこを吸っておりました。たまたま体調を崩しまして禁煙したんですけれど、当時は禁煙がだんだん声高になってまいりました、健康、そういうことで。私自身もたばこを吸ってましたから、私は高額納税者やでというか、税金をようけ納めようでということ周りに言ったり、公用車の車内が禁煙になったときも、現場で行きますと、住民の方の前でたばこを吸うというのなかなか難しいですし、たばこを吸える、ゆったりできるのは車の中ぐらいだったので、吸える車をつくってほしいとか、そういう今から言えばわがままなことも言っていました。ですから、時間外になりますと、仕事終わると、自分のマイ灰皿を出しまして、職場の中で残業ながら吸うということも多々あったようにも思っています。

そこで、お尋ねしますが、たばこを吸うことによって気持ちが落ちつくという方もおられます。ですが、健康に悪影響を及ぼすことは否定できません。役場職員への使用者としての健康対策、禁煙を促す取り組みというのはどのようにされているのでしょうか。引き続きの啓発活動を要請いたしたいと思います。

先ほど本庁舎での屋外の喫煙場所の移動の話がありましたが、1カ所設けられておりますが、駐車場にはポイ捨ても目につくところもあります。役場へお越しの皆さんに喫煙場所と、そういうたばこを吸うルール of 周知を要請するとともに、町民の方への禁煙、受動喫煙防止の一層の啓発をお願いしたいと思いますが、改めてお考え方をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

禁煙、受動喫煙防止の一層の啓発をという御質問でございますが、本町では平成29年3月に第2次のまんのう健やかいきいきプランを策定し、喫煙の基本目標では、成人の喫煙率の減少やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）認知度の向上などを指標に掲げて取り組んでおるところでございます。

本町での禁煙対策、受動喫煙防止対策を実施するに当たり、県平均より喫煙率の高い20歳から40歳代の子育て世代の方を対象にたばこに関する意識調査のアンケートを実施いたしました。

その結果、たばこの健康被害に関する認知度は高く、喫煙者の約6割がやめたほうがいいと思っていると回答いたしております。また、家庭内では換気扇の下や戸外での喫煙など、受動喫煙対策は不完全なことがわかりました。

喫煙及び受動喫煙による健康への影響は、がんだけでなく脳卒中や心筋梗塞、歯周病などと因果関係があることもわかっております。喫煙率を下げることは、受動喫煙をなくすことにもつながります。

まんのう町健康増進計画を進める会では、毎年、重点取り組み目標を掲げて町民の健康増進の推進に取り組んでおります。次年度は喫煙対策を重点目標に掲げ取り組んでいく予定といたしております。

町内の各種団体、学校、医療機関、事業所などと連携を図りながら、検診やイベントの機会を活用し、受動喫煙が非喫煙者や子供の健康に悪影響を及ぼすことを認識していただくとともに、たばこをやめたいと思う方に禁煙の動機づけができるような啓発や情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、職員に向けましては、各課の代表職員からなる職員衛生委員会を通じまして啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。なかなか禁煙というのは難しいです。自分の経験からいっても難しいです。医者に強く指導されないとなかなか難しいというのも実感しております。たばこを吸う人も、確かに嗜好品ですからあるわけで、たばこを吸う人

の場所も必要だとは思いますが、ルールを守る体制、設備的なものも含めてお願いしたい
と思いますし、何となくたばこを吸うと、そのときに灰皿を持っていないというケースも
よくあったんです、吸っていたころは。そのときにはつついポイ捨てということもあつ
たようにも思います。町内一斉清掃で道路なんかを掃除をしていますと、一番多いのはや
っぱりたばこの吸い殻です。たばこを吸うために、吸う人は吸うなりのルールというのも
必要かというふうに思いますので、その辺、禁煙とそういうルールの啓発をあわせて願
いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質
問に進みたいと思います。

皆さん、こんにちは。お昼からのトップバッターということで、しっかりと意味のある
質問をしたいと思います。

早いもので、ことしもあと20日余りとなりました。本年もたくさんの方に感謝や反省
をして振り返る時期となりました。私自身も本当に1年がたつのが早く感じます。一日一
日を大切に、悔いを残さないように年を越し、3年目に向けて頑張りたいと思います。

では、本題に入りたいと思います。今回は、大きく二つ質問いたします。まず一つ目、
災害廃棄物の処理方法についてです。そして二つ目が、プログラミング教育についてです。
では、いきたいと思います。

まず初めに、災害廃棄物処理方法についてお聞きします。

その前に、最近ではよく防災のことをテレビやニュースで目にしたり聞いたりします。
私自身も一般質問では防災は何回かお聞きしました。ここ近年、令和になってからは、東
北の大雨による被害、そして台風19号の被害、河川の増水による氾濫など、思いもしな
い災害が起きております。また、予想どおりの台風かと思えば、予想をはるかに上回り桁
外れの台風など、異常気象が起きております。また、これによって被災を受けた方には、
心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

我がまんのう町では、それほど大きな被害は受けなかったと思います。これはただただ
運がよかっただけで、いつ東北のように大きな被害に遭うかはわかりません。

ここで一つ例を挙げますと、長野県信濃川の河川氾濫です。大きな被害を受けたところ
と、被害が少なく、ほとんどなかったところの違いは何だったと思いますか。わかります

か。これは、大きく明暗を分けたのは、しっかりと対策をとったところは災害被害が少なく、余りなかったそうです。これは当たり前のことだと思います。でもこの当たり前のことが、事前に対策をとることや、そういったことがわかっている、なかなかやっていないのが現状です。だから、出るべき結果が出たんだと思います。

自然現象、自然災害は避けては通れません。必ず起こる、必ず来ると思っていなければなりません。

そこで、今回、お聞きするのは、大きな自然災害、例えば超大型の台風、超大型の南海トラフ地震レベル2のようなものが来たときに、その地震による、またその台風などによって出た災害時の廃棄物をどうお考えか、また、一次仮置き場など考えているのか、どう処分するのか考えているのか、災害廃棄物処理方法について御教示ください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の災害時廃棄物の処理方法についての御質問にお答えいたします。

近年は毎年のように全国各地で地震や大雨、台風などにより、広範囲にわたっての甚大な被害が続いており、大量の災害廃棄物が発生しているのを目にいたします。こうした廃棄物の処理につきましては、適正かつ円滑、迅速に処理し、生活環境の保全を図ることが求められております。

まんのう町ではまんのう町地域防災計画を補完し、具体化する形で災害廃棄物処理計画を策定し、基本的な方針を定めております。

町で災害が発生した場合の廃棄物の処理方法につきまして御説明申し上げます。

災害が発生した場合の家屋解体等による災害廃棄物の発生量につきましては、香川県災害廃棄物処計画で試算がなされており、発生頻度が数十年から百数十年に一度と言われております震度4から6弱の南海トラフ地震レベル1の場合、8トン、千年に一度、あるいはさらに低いと言われております震度5強から7の南海トラフ地震レベル2の場合、1万5,770トンとなっております。昨年度、町が収集したごみの量が2,780トンでございしますので、レベル2の場合は約5倍の量となります。

これらの廃棄物に合わせ、片づけごみ等を一時的に保管処理する場所として、町有地の中で被災地から近い場所の遊休地や公園、グラウンドの中から廃棄物の量に見合った一次仮置き場を選定いたします。住民の皆様は集会所等の地域の仮置き場に可能な限り分別して廃棄物を出していただきます。そこから一次仮置き場への運搬につきましては、原則として町が行いますが、必要に応じ町の許可業者等に協力を依頼します。

また、大規模災害により地域で広い仮置き場の確保が難しい場合は、町の運搬と合わせ、可能な範囲で自主防災組織や住民の方に直接一次仮置き場に持ち込んでいただくようになります。

一次仮置き場に集積された廃棄物は、木材、コンクリートがら、金属くず、危険物等に選別します。直接処分場に搬出できるものは処分場に、リサイクル可能なものは専門業者

に引き渡し処理します。分別ができない混合廃棄物につきましては、必要に応じ二次仮置き場を設けて、仮設の処理設備により可燃物、不燃物、金属くず等に選別いたします。可燃物は仲善クリーンセンターでの処理、不燃物はエコランド林ヶ谷での埋め立て、その他のごみは極力再生資源として活用したいと考えております。

発災後は被害状況や廃棄物の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画をもとに速やかに災害廃棄物処理実行計画を立て、最長でも3年をめどに災害廃棄物の処理を完了したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。答弁の中に、昨年度、町が収集したごみの量2,780トンと言われましたが、これは可燃ごみ、不燃物、また、粗大ごみとか全てのごみの量なのですか、お聞きします。

○田岡秀俊議長 住民生活課長、細原敬弘君。

○細原住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

昨年度、町が収集したごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの総量でございます。以上です。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 昨年、町が収集したごみの量が2,780トン、また、レベル2の場合は5倍強の量とおっしゃられましたが、大規模なレベル2なりの地震が来たときに、家などが倒壊したときは、恐らくこの量ではどうかなと思うところがありますけど、そのあたりをどうお考えですか、お聞きします。

○田岡秀俊議長 住民生活課長、細原敬弘君。

○細原住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました1万5,770トンの量でございますが、これにつきましては、香川県災害廃棄物処理計画の中で、県下自治体のそれぞれの南海トラフ地震や長尾断層の地震等につきまして、各県下全ての自治体の災害廃棄物の量が試算されておまして、それによりますと1万5,770トンとなっておりますのでございます。

これらの運搬につきましては、町だけでは当然運搬ができませんので、町の許可業者でございましたり、それから建設業組合等にも依頼いたしますし、それでまだ難しい場合は、県を通じまして、県の協定しております廃棄物協会等にも依頼をして運搬のほうをお願いするところでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。さらに答弁の中に大規模災害で広い仮置き場の確保が難しいときは、可能な範囲で直接一次仮置き場に持ち込むといいましたが、そんなに町有地がすぐにあるとは思えないんです。また、それと同様に、仮置き場がオーバーフローしたときとかは、想定外の出来事も考えられます。いざ災害が発生したときに、仮置き場にすることを周知への説明もしなければなりません。そのときにはもちろん暫定

的にある方から農地をお借りしたり、仮置き場にするともあると思いますが、そのあたりをどうお考えですか、お聞かせください。

○田岡秀俊議長 住民生活課長、細原敬弘君。

○細原住民生活課長 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

仮置き場につきましては、非常に肝となるような災害廃棄物にとりましては重要な点でございます。

先ほど申し上げました発生量に対する一次仮置き場の面積というのも、県の災害廃棄物計画の中に試算が出ておりまして、その中では5,400平方メートルの一次仮置き場が必要というふうに出ております。町有地の中でそれらをカバーする遊休地、もしくは廃校等のグラウンド等々がございますので、その中で使い場所を選定していきたいとは考えております。

そういいながら、実際、大規模災害が発生したときにどれだけの量が出るかというのも未定ではございますので、町有地で賄い切れない場合につきましては、県有地等にも依頼をするところでございますし、おっしゃられましたように、民有地につきましても、遊休地等々もあると思いますので、ある程度の大きさがあったり、仮置き場としての条件を満たしているようなところを今後調査しまして、候補地としてリストアップしていけたらというふうに考えております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。御答弁の中に、最後、発災後は速やかに災害廃棄物処理実行計画を立てと言われましたが、私的にはそれでは遅いのかなと思います。災害廃棄物処理実行計画もあらかじめつくっておき、発災後は速やかに実行に移すと。なおかつ、住民の方にも知ってもらうために、ガイドマップのようなものをつくり、配布すべきではないのかなと。ここに仮置き場がありますよとかいうのを載せて渡せばどうかと思いますが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○田岡秀俊議長 住民生活課長、細原敬弘君。

○細原住民生活課長 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

災害廃棄物処理の実行計画でございますが、この実行計画につきましては、実際、発災後に大体3週間後をめどに立てる計画でございますので、これにつきましては、被災状況を確認しまして、倒壊棟数であるとかを確認して、大体の被災の状況を把握してから、それに見合った計画を立てるということになっておりますので、個別の計画となります。それ以前の災害廃棄物処理計画の中で、もう少しすぐに対応できるようなことを考えていけたらというふうには感じております。

また、住民対応でございますが、おっしゃられたように、発災後すぐに片づけごみ等々はお出さなければいけないようになりますので、その場合、国のほうからもスムーズな分別をなさいというようなことも指導が来ておりますので、対応マニュアル等につきましても、順次、作成していきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたし

ます。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 御答弁ありがとうございました。今回の災害廃棄物の処理問題は、県のほうでも、今、やり始めて、まんのう町も今からだと思います。

また、地域の皆さんの防災活動よりも、我々や執行部の考えている防災対策、また防災活動というのは、事前準備から始まって、この災害廃棄物処理問題、ここまですべてを考えると、我々の本当の防災だと思います。事前にしっかりとした対策を立てていけば、慌てる必要もありません。しっかりと事前準備、また計画をとり、まんのう町は災害に強い町と言えるようになってほしいと思います。こういったことをお願い申し上げまして、一つ目の質問を終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 それでは、二つ目の質問に入りたいと思います。

プログラミング教育についてを質問いたします。

2020 年度から小学校で必須化されるプログラミング教育について何点かお聞きします。

まず最初に、プログラミングとは何か、余り知らない方もおられると思います。私もさほど詳しいわけではございませんが、簡単に言えば、何かをパソコン、ソフトウェア作成するときに、人間の意図した処理、一連の動作を行うように、コンピュータに指示を与える行為です。もっと簡単に言えば、ロボットに人間が命令を送り、支持する行為だと思っていただければいいです。このプログラミングを十分に理解し、プログラミング授業を幅広く受けていけば、大人になるにつれ、また、社会人になったときも、デジタル製品に対する、今ではパソコン、スマートフォン、タブレット、また全ての機械、また、各家庭にある電化製品などの苦手意識とかがなくなり、物事を理論的に考える力を持つことができると思います。

皆さんも一度は聞いたことがあるような言葉があるんじゃないですか。私は機械やパソコンが苦手やからという言葉聞いたことがあると思います。そういったことも、このプログラミング教育を受けていけば、余り言わなくなると思います。聞かなくもなると思います。

自分で考え、また、説明書をしっかりと読み、自力でこなすことができるようになる、それがプログラミング教育を受けたものの力となると思います。

では、入りますけど、先ほども言いましたが、来年度からプログラミング教育が始まります。2020 年といえばもうすぐですが、そのプログラミング教育のスタートに向けての取り組みはどうお考えですか。

また、まんのう広報でも一度実施しているのを見ましたが、さらに回数を重ねるのですか。

また、円滑な実施に向け、教員プログラミング研修や生徒たちへの模擬授業などは考えていますか。既に始めているところや、もう終わっているところもあると思いますが、まんのう町ではできるだけ生徒や教員にやらせてあげるチャンスを与えてください。

また、このプログラミング教育は教科書やテストがあるわけではないですから、各学校にて習う時間も異なると思います。まんのう町では年間どれぐらいの授業時間を充てるのですか。学年に応じて違うとは思いますが、一つ例を挙げて教えていただきたいと思います。まんのう町ではほかの市町よりもたくさんしっかりと学ばせてあげたいと思います。

以上、4点を御教示ください。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 鈴木崇容議員の質問にお答えします。

小学校におきまして導入されますプログラミング教育についてのお尋ねであります。

プログラミング教育の説明に入る前に、今回の教育課程（カリキュラム）の全体的な特徴につきまして御説明しておきたいと思います。そのほうがプログラミング教育の位置づけが明確になると考えております。

鈴木議員も御指摘のとおり、令和2年度（2020年度）から小学校におきまして新教育課程が完全実施されます。この教育課程（カリキュラム）につきましては、戦後一貫して10年単位で改訂が行われてきたものでございます。将来を担う日本の子供たちに10年先を見通して、どんな思考力や判断力、表現力をつけておけばいいのかといった観点から議論がなされ、それが集約されたものが新教育課程でございます。

今回改訂されます教育課程は、令和12年度（2030年度）までの10年間、この計画で小学校教育が実施される運びとなっております。

ところで、最近の社会の変貌は殊のほか激しいものがあります。中央教育審議会におきまして審議してきましたものが、これからの子供たちを育成していく新教育課程であります。その特徴につきまして、その重立ったものについて、二、三、御説明をさせていただきます。

小学校からの英語教育や道徳教育の教科化、座学から能動的な学習への転換、協働して学び合う学習、そして鈴木議員の御指摘のプログラミング教育であります。今、申し上げましたことが、これからの小学校教育におきまして実施されていくわけでございます。

このほとんどの内容につきましては、数年前から準備を整えてきましたので、来年4月には、各学校におきまして具体的な教育計画が作成される運びとなっております。

ところで、これからプログラミング教育に集約して説明してまいりたいと思います。

私たちは現在でも自動販売機やロボット掃除機など、身近な生活の中で意識せずともさまざまなものに内蔵されたコンピュータとプログラムの働きの恩恵を受けております。このような人間とコンピュータの関係は人工知能の急速な進化等に伴い、今後、ますます身近なものとなってくると考えております。

そうした生活のあり方を考えれば、子供たちが便利さの裏側でどのような仕組みが機能

しているかについて思いをめぐらせ、便利な機械が魔法の箱ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであり、人間の英知が生み出したものであることを理解できるようにすることは、時代の要請として受けとめていく必要があります。

小学校でのプログラミング教育は、社会でコンピュータが果たす役割を理解しながら、プログラミング的思考を発揮し、その時代の情報技術を効果的に活用して問題を発見、解決していくことの重要性は変わらないものと考えております。

子供たちにはコンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、時代を超えて必要となる資質、能力を発達の段階に即して身につけていくことが求められているところであります。

また、小学校段階のプログラミング教育につきましては、御指摘のとおり、教科書や評価が準備されておるわけではありません。プログラミング学習に適した教材内容を選択して、各学校において教科の中で計画、実施されることとなっております。専門的なことにつきましては、中学校の技術家庭科、高等学校の情報技術科の中で指導することとなっております。

次年度に備えてまんのう町教育委員会や各学校におきましては、小学校のプログラミング教育への準備を進めてきたわけであります。各小学校の現職教育におきまして研修を深めるとともに、ことしの夏休み、8月22日には香川県教育センターの専門家を招聘して、教育研究所主催によります研修会を各小学校の担当者を招いて研修をしてきたところであります。

また、香川県小学校研究会仲善支部理科部会の研究会が高篠小学校でありましたが、ここでは、6年生の理科の授業におきまして、プログラミング教育を取り入れた授業を町内の先生方にも公開をして、研究を深めてまいりました。

教育委員会といたしましては、何が応援できるのか、何が指導できるのか、学校と一緒に考えてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それから、少し補足をさせていただきたいと思いますが、これは来年度使用する小学校6年生の理科の教科書です。もう昔と比べると大変立派な教科書になっています。それで、情報科の教科書というのは小学校にないんです。ですけれども、この教科の中でプログラミング学習が用意をされております。例えば、この両面にわたってプログラミング教育とはどういうふうにしていくかということを事細かく書いてあります。ですから、学校は教育計画をつくるときに、当然、理科の中でこの教材を扱うわけです。具体的にはそういうことです。

それから、必ずしも全教科が該当するわけではありません。国語の授業などでプログラミングといってもなかなか難しいと思います。それは学校で具体的に教材とか子供の実態、先生方のいろんな課題等も踏まえて計画が進められていく予定でございます。

それから、中学校におきましては、これは3年間使う技術家庭科の教科書でございます。

この中にも正式にプログラムをコンピュータの中で子供がして、実際に電気をどういうふうにつけていくのかとか、そういったことを具体的に作業をする、それは中学校において現在も実施されております。

そうということで、まんのう町におきましても、これからの子供にとって魔法の箱ではなくて、コンピュータで動くのは人間の英知であって、いろんな仕組みの中でそれが動いているんだということを幅広く教えてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。非常に大事にされているということはわかりました。

教育長、プログラミング教育をするに当たって、オンライン学習を先行していくお考えというものはありますか、お聞かせください。コンピュータネットワークを利用して、それで、今、オンラインでゲームを子供たちがしている。それを利用して学習するという。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

オンラインというのは避けて通れないネットワークでございます。中学校におきましては、具体的な学習につきまして、オンラインを日常的に取り入れた学習は実施をいたしております。ただ、小学校におきましては、電子黒板等をほかの機器とつないで連携するということはやっておりますけれども、鈴木議員が御指摘のような、そのことが主流になった取り組みについては、これからだというふうに思っております。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございました。小学校高学年とか中学生なんかは、やはりオンライン学習で短期集中型のほうが私はいいのかなと思いました。中学生になれば高校受験も控えていることですし、また、小学校低学年なんかは、先ほど教育長がおっしゃられましたように、電子黒板、そういったものですれば私もいいと思います。場合によってはという言い方はちょっと失礼なのかもしれませんが、生徒のほうが先生よりもオンラインに関して非常に詳しい子もいると思いますので、また、コンピュータネットワークを取り入れて、頑張っていただけたらと思います。

私も今までいろいろな授業を受けてきましたが、非常に受けた授業の中で無駄だったというものは全くありません。やはり学ぶということを教えていただいて、今でも感謝の気持ちであります。でも、今、社会人となって、その学んだ全てを毎日使っているかと言われると、そうではありません。私が言いたいのは、学ぶことは大事ですけども、年を重ねていき、また大人になり、日常生活で役立つ基礎を学ぶということは、もっと大事だと思っております。それがやはりこのプログラミング教育だと思っておりますので、そのあたりを教育長、また課長、そういった方々でしっかりとお願いを申し上げまして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6 番、川西米希子さん、1 番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 川西です。ことしも早いもので、はや師走となりました。皆様、お風邪などで体調を崩しませんように、お元気でお過ごしください。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

今回は3点、女性のがん対策、不妊治療、子育て支援について質問させていただきます。

初めに、乳がん自己検診用グローブの配布事業の導入について質問いたします。

10月には乳がんの早期発見、早期治療を啓発するピンクリボン月間でした。今や日本人女性の11人に1人が乳がん罹患し、国立がん研究センター2017年の調べでは、30歳から64歳までの女性の死亡原因の第一位は乳がんとなっています。

また、厚生労働省が公表した2016年の集計によると、同年に新たにがんと診断された女性は約9万5,000人となっています。胃、大腸、肺などの部位別の割合でも、乳がんは22.1%と最多であり、患者の75%は外科的な治療を受けています。

年代別で見ると、子育て世代であり、働き盛りである30代前半からふえ始め、45歳から49歳でピークを迎えた後に少し減少し、その後、60歳から69歳で2回目のピークを迎えるという特徴があります。女性として最も充実した時期に罹患してしまうがんです。

乳がんは女性の命を脅かす恐ろしいがんではありますが、早期発見、早期治療により多くの命が助かるがんでもあります。2センチ以下でリンパ節転移がない状態で見つかれば、生存率は9割を超えます。自己検診を行うことで異常を発見することができる可能性の高いがんであることから、日本乳がん学会では、二十歳を過ぎれば月1回の自己検診を勧めています。

そこで、まんのう町においても乳がんの早期発見、早期治療につなげるため、30歳から40歳代の女性を対象に、乳がん自己検診用グローブ配布の導入を提案いたします。同グローブを配布することで、乳がん検診に行きたくても、育児や日々の生活で時間のとれない方や、乳がん検診の機会のない30歳代の方と罹患率の高い40歳代の方の関心も高まり、検診を受けようとの思いや、自己検診の実施により病院への早期受診にもつながると思います。

自己検診グローブは肌に密着しやすい素材でできており、素手で検診するよりも、指先の感覚がより敏感になり、素手ではわかりにくい小さなしこりも見つけやすいという自己検診用具です。

大阪府寝屋川市では乳がん検診年齢を迎えた40歳の女性に自己検診用グローブを郵送で配布し、健康イベントなどに訪れた市民の方々にも手渡しをされています。

静岡県東伊豆町では、初めて乳がん検診の対象となる30歳と、乳がん検診の無料クーポンを配布する40歳、さらに更年期に差しかかる50歳に、検診のお知らせとともに郵

送されています。

香川県内においては、さぬき市が既に配布をされています。乳がん検診への意識を高めることを目的に、無料検診対象の方への案内に同封され、また、市在住者で希望される方が国保健康課まで申し込めば、年度末に配布をされます。

ここで、乳がん自己検診用グローブを紹介いたします。タブレットの中の一般質問、令和元年4回定例会をあけていただきますと、川西の資料として写真が3枚出てきます。1枚目はグローブを手に入れて、本来は直接肌に触れますが、このように使いますとお伝えをしています。2枚目はグローブの型、3枚目はミトン型です。どちらも使用前は折り畳まれて袋の中に入っています。3枚の薄いビニールでつくられていて、肌に当たるほうは2枚重ねとなっています。そのため、滑りが非常によくなっています。折り畳めて薄いいため、郵送も容易に可能です。どちらも昨年、ことしと実際に自治体から住民の方に配布や郵送されたものです。購入枚数にもよるかと思いますが、金額ですが、グローブ型が約500円、ミトン方は約100円です。使い捨てではありません。配布されている自治体の担当者の方にも直接お聞きいたしましたが、ビニールが傷むまでは繰り返し使えますというお答えをいただきました。

私の、今、手元にあるこの黄色い封筒ですけれども、この中に、今、写真に入っているグローブが入っております。このように非常に小さく薄いものです。こちらがミトン型になります。これがミトン型です。この中に手を入れて使います。こちらがグローブ型でこちらがミトン型です。非常に小さいものです。これを折り畳んだら、この封筒の中に入れて郵送することが可能となっております。

また、課長さんには後ほど見ていただければと思いますし、ぜひ町長さんや副町長さんにも見ていただければと思います。

まんのう町においても、ぜひ女性の命をがんから守るために、乳がん自己検診用グローブの配布をお考えいただきたいと思います。配布についてのお考え、ほか何点かお尋ねいたします。

ピンクリボン月間は毎年10月です。乳がん撲滅月間ともいいます。乳がんで悲しむ人を一人でも減らしたいとの思いから、乳がんの早期発見、早期治療を啓発、推進する取り組みが、全国の行政、市民団体、企業などで取り組まれています。ピンクリボン月間において、まんのう町ではどのような取り組みがなされたのかお尋ねいたします。御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの乳がん自己検診用グローブ配布事業導入についての御質問にお答えいたします。

2018年の人口動態統計によりますと、昨年1年間に全国でがんで亡くなった方は3万3,547人で、前年より213人ふえております。がんは、1981年以降、死因の第1位となっており、2018年の全死亡者に占める割合は27.4%で、全死亡者の

およそ 3. 6 人に 1 人ががんで亡くなっております。

部位別の死亡数では、昨年、乳がんで亡くなった方は全国では 1 万 4, 6 5 2 人で、前年より増加しております。

日本人男性の 3 人に 2 人、女性の 2 人に 1 人ががんになると言われています。がんで死なないためには、がんを防ぐ生活習慣と早期発見のためのがん検診を行うことが重要でございます。早期のうちに見つけられれば、多くのがんで 9 割程度が完治します。中でも、乳がんは部位によっては体の外から自分で触って異常を発見できるがんであります。

一つ目の質問、ピンクリボン月間の本町の取り組みについてお答えいたします。

ピンクリボン月間であります 10 月の日曜日に開催される「かがわマンモグラフィサンデー」の御案内を毎年広報 9 月号に掲載し、平日に乳がん検診の受診が難しい方に、ぜひ検診を受けていただけるように啓発をいたしております。

また、11 月上旬に毎年実施しております町内の女性がん検診会場におきまして、乳がんの自己検診方法のイラストが入ったポケットティッシュを配布し、月に一度は自己検診でチェックいただくように啓発をいたしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。まんのう町においても取り組みはなされているようではありますけれども、まんのう町独自の取り組みというものではないように思います。ぜひ来年度からはまんのう町独自の取り組みも行っていたいただければと思います。

まんのう町における乳がん検診受診の現状と、目指す目標についてお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町における乳がん検診の現状と目指す目標についてお答えいたします。

本町では、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づいて乳がん検診を実施いたしております。40 歳以上の女性の方で 2 年に 1 回の実施となっております。本町の乳がん検診受診率は、28 年度 36%、29 年度 36.2%と県内では 1 位の受診率です。香川県健康増進計画の 30 年度中間見直しでは、がん検診の受診率を 55%と目標を掲げておりますので、本町といたしましても、県に準じた目標で取り組みをしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。28 年が 36%、29 年が 36.2%、私の記憶では、30 年度は 35.7%ではなかったかと思います。前年よりも 30 年度は少し検診率は下がっております。ぜひここでも目標をきちんと定めて、昨年よりも幾らかでも多くの方が受診をしていただけるように取り組んでいただければと思います。

再質問をさせていただきます。

今、御答弁の中にコール・リコールについてのお話しがなかったと思いますけれども、まんのう町においては、コール・リコールについて取り組まれているのか、いないのか、取り組まれているとすれば、どのような取り組みがなされているのか。コール・リコールです。勧奨、再勧奨です。この一点。

もう一点が、検診対象者ではあるが、検診を受けていない人の理由としてはどのように認識をされていますでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 健康増進課長、久保田純子さん。

○久保田健康増進課長 川西議員さんの再質問にお答えします。

まず、コール・リコール、再勧奨についてですが、個別医療機関のがん検診をお申し込みされた方で見受診の方には、時期を見まして、1月末、がんによりますが、期限までに受けていただくように、再度、御案内を出させていただいております。

もう一点。

○川西米希子議員 検診対象者であるにもかかわらず、検診を受けていない人の理由としてはどのようなものがあると認識されていますでしょうか。

○久保田健康増進課長 失礼しました。毎年1月に次年度のがん検診のお申し込みを各世帯にお配りして出させていただいております。その中で各種がん検診のところにも印をつけるようになっておりますが、中には受診したくないとか、翌年度に受けますとか、乳がんにつきましては2年に1回ですので、そういうふうな形でお申し込みを受けておまして、そこで把握している形にはなっております。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。コール・リコールにつきましては、効果があるというような検証もされておりますので、ぜひしっかりと今後もコール・リコールに取り組んでいただければと思います。

また、乳がんですけれども、今、課長さんの御答弁は全体の受けない理由ということをお話いただけたかと思いますけれども、乳がんに関してですけれども、時間がないとか、もし異常を感じた場合には、いつでも行けると思うとかということが全国的には受けない理由として上がってきています。ぜひしっかりと受けていくことが必要であるのだということ執念を持ってお伝えいただければと思います。乳がんに関しては、自己検診がきちんとできていれば助かるがんであるんだということをしっかりとお伝えしていただければと思います。

御答弁いただきまして、次に質問させていただきます。

乳がん自己検診用グローブの配布についてはどのようにお考えでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問、乳がん自己検診用グローブの配布についてにお答えいたします。

平成29年3月の健康福祉まつりにおきましては乳がん検診の啓発ブースを設置し、人体模型を使って自己検診の方法を啓発いたしました。

また、昨年11月に、つどいの広場ひまわりに来ている女性を対象に、講師を招いて乳がんについての講演会を開催し、毎月の自己検診で異常の早期発見につながることもお話しいただきました。

今後も、広報や検診の場、イベントなどで自己検診の方法や重要性の意識づけの啓発を行うとともに、自己検診用グローブの紹介も実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。しっかりと時を見つけて意識づけを行うとか、グローブのことを紹介していくとかというような御答弁をいただきましたけれども、やはりいま一歩踏み込んで、お手元に届けて、しっかりと自己検診をしていくことを勧めていただければと思います。いま一度、この自己検診用グローブの配布をぜひお考えいただきたいと強く要望するものです。

一つ目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 二つ目の質問に移ります。

男性の不妊治療、また、一般不妊治療、不育症について質問させていただきます。

初めに、男性の不妊治療、特定不妊治療について質問をさせていただきます。

まんのう町では、平成25年度から不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るために、不妊治療のうち特定不妊治療、体外受精と顕微授精に対して治療費の一部を助成する事業が実施されています。特定不妊治療には1回につき高額な費用がかかります。幅はありますが、1回の治療で30万円から50万円と言われております。そのため、国、香川県が特定不妊治療助成事業を行い、まんのう町がさらに独自の上乗せ助成を行っています。

現在、国や県の特定不妊治療の助成事業では、男性の不妊治療に対しても助成が行われています。しかし、まんのう町においては、男性不妊治療については助成がされていません。特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性の不妊治療である精子を精巣、または精巣上体から採取するための手術に対して、まんのう町においても治療費の一部助成はできないでしょうか。特定不妊治療における男性不妊治療の助成へのお考えをお尋ねいたします。

(合田正夫議員退席 午後1時58分)

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの特定不妊治療における男性不妊治療費の助成についての御質問にお答えいたします。

体外受精や顕微授精を行う特定不妊治療に係る費用は保険適用外の治療のため、治療内容により変わりますが、1回の治療で約20万円から50万円の費用負担が必要でござい

ます。本町では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成25年度から香川県が実施しております香川県特定不妊治療費助成事業に上乘せし、妻の1回の治療につきまして、10万円を上限としてまんのう町特定不妊治療費助成事業を町単独で実施いたしております。

香川県では特定不妊治療の一環として実施した男性不妊治療の手術に対する治療費の助成を平成28年度から行っており、中讃保健所管内の3市5町で28年度3件、29年度と30年度は2件の助成を行っております。

WHO（世界保健機関）が発表した不妊症原因の統計によりますと、不妊症の原因は女性側が41%、男性女性ともにあるのが24%、男性側が24%、原因不明が11%となっております。このことから、不妊症が男性側に何らかの原因がある夫婦は約2組に1組に上ります。また、複数の原因が複雑に絡み合っただけで不妊という症状が形成されておりますので、不妊症の検査は夫婦ともに受けていただきたいと思いますと考えております。

助成開始以降、本町の住民の方で県へ男性不妊の治療費助成申請をされている方はございませんが、不妊症治療には御夫婦で取り組んでいただきたい思いもあり、特定不妊治療における男性不妊治療費助成につきましては、令和2年度から取り組めるよう進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。 （合田正夫議員着席 午後2時01分）

○川西米希子議員 ありがとうございます。大変に前向きなうれしい御返答をいただきました。ぜひ令和2年からよろしくお願いいたします。

続きまして、一般不妊治療、不育症について、一括して質問させていただきます。

一般不妊治療についてです。

少子化が進む今日、子供を産み育てることは、夫婦だけではなく、地域の将来、町の将来、国の将来に大きくかわることであり、社会全体の課題です。不妊で悩む夫婦は少なくありません。不妊治療を受けるなど、子供を産み育てたいと願う方に対して積極的に支援をする自治体もふえています。不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽くし、検査や治療を受けやすくする環境づくりは、少子化対策を進める上でも必要だと思います。一般不妊治療に対しても積極的な支援が必要ではないでしょうか。一般不妊治療の検査や治療における助成へのお考えをお尋ねいたします。

続きまして、不育症についても一緒に質問させていただきます。

不育症は単一の診断名ではなく、複数の病態を含みます。厚生労働科学研究班では、妊娠はするけれど、2回以上の流産、死産、もしくは生後1カ月以内に死亡する早産新生児死亡によって児が得られない場合、つまり22週以前の流産を繰り返す反復流産、習慣流産に加え、死産、早期新生児死亡を繰り返す場合を含めて不育症と定義をしています。

現在、香川県では、妊娠はするものの、流産などを繰り返し、子供を授かることができない不育症に悩む御夫婦を支援するため、治療に要する費用の一部を助成していますが、まんのう町でもさらに独自の助成はできないでしょうか。不育症の検査や治療における助

成へのお考えをお尋ねいたします。一般不妊治療、不育治療についての助成のお考えをお尋ねいたします。御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、一般不妊治療の助成についてでございます。

近年、20歳から40歳代夫婦の10組に1組は不妊症と言われております。男女とも加齢により妊娠させる力が低下することがわかっていて、女性は30歳を過ぎると自然に妊娠する確率が減少し、35歳を過ぎると急激な低下を来します。

不妊治療とは、排卵と受精を補助する治療を行います。一般的にはタイミング法、排卵誘発法、人工授精の一般不妊治療と、一般不妊治療では、妊娠の見込みが少ないと診断された方を対象に、体外受精や顕微授精の高度生殖医療を行う特定不妊治療へと、数周期で妊娠しない場合に治療法をステップアップさせていきます。

現在、三豊市が、24年度より出産祝金の廃止に伴い、一般不妊治療費の助成を開始したと聞いております。また、高松市が本年10月から人工授精に係る費用の一部助成を開始いたしました。

本町におきましても、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減をさらに図るため、国の動きや近隣市町の動向に注視しながら、本町の財政状況も勘案した上で、一般不妊治療の治療費助成について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、不育症の助成についてでございます。

日本産婦人科学会によりますと、不育症は妊娠した女性100人のうち四、五人程度の割合で起きると推計されております。厚生労働省の研究により、平成23年に不育症の一定の治療方針が固まったことで、検査や治療に係る医療保険の適用も広がりつつあります。

香川県では、四国で初めて不育症に悩む夫婦を支援するため、治療に要する費用の一部助成を平成30年度から開始しており、30年度に補助を利用された方は県内で9件となっております。

本町におきましては、不育症で悩む方がどれくらいおられるかという実態把握はしておりませんが、妊娠届け出時の面接の機会を捉え、妊婦の心身の健康状態や不妊治療の有無など妊娠の状況について尋ね、支援が必要な妊婦の把握に努めております。

不育症は、妊娠をしても流産の不安を抱えながら妊娠を継続することになり、妊婦のストレスは非常に大きいものがございます。香川県では香川県不妊・不育症相談センターを設置しております。本町といたしましても、引き続き、現状把握や治療に関する情報収集に努めるとともに、必要な場合は、医師や心理カウンセラーによる相談につなげていきたいと考えております。

不育症の治療費助成につきましては、県の施策の実施状況や近隣市町の動向を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。

今や子供を産み育てることは社会全体で考えていかなければならないことの一つだと思います。高額な治療費は若い夫婦には大きな負担です。ぜひ一般不妊治療や不育症についても前向きに考えていただければと思います。もう既に近隣の市町で助成を行っているところもありますので、積極的な助成をぜひお願いしたいと思います、

二つ目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 三つ目の質問に移らせていただきます。

子育て支援課の設置について。

現在、まんのう町では妊娠から出産、就学前の子供にかかわる窓口は五つの課と教育委員会に分かれています。子供一人につき手続や相談がある場合、多ければ6カ所に行かなければなりません。以前より、子育て中の保護者の方々からわかりにくいとお声があります。妊娠届は健康増進課、出生届は住民生活課、出産祝い金、出産一時金、児童手当の手続は福祉保険課です。妊娠から出産に関しての手続だけでも三つの課に分かれています。

さらに子供の成長に伴いさまざまな支援が行われていますが、やはり各課に分かれています。パパママ両親学級、産後ケア事業、妊婦と赤ちゃん訪問、言葉の相談、子供相談、離乳食講習、子育て支援サービス、子育てサークル、乳幼児健康診査は健康増進課、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療費助成、児童虐待、貧困など、福祉に関する相談は福祉保健課、保育所、こども園の入所、入園、病児・病後児保育、地域支援センター、小学校入学に関しては学校教育課、発達相談は教育委員会、チャイルドシートの購入助成は総務課となっています。

子育て支援は充実していても、相談窓口や各種手続が幾つもの課に分かれていますとわかりにくいと思います。健康増進課、学校教育課、教育委員会が本庁と離れているため、初めて妊娠された方や他の市町から転入された方はよりわかりにくく、子育てを手伝う祖父母世代にとってもわかりにくいと思います。

また、子供とつく課がないため、まんのう町が子育て支援に力を入れている町、子育て支援が充実している町であることも、町内外の方々に伝わらないのではないのでしょうか。

2015年9月定例会において、妊娠から育児まで切れ目なく支援することを目的とする子育て世代包括支援センター、まんのう町版ネウボラの設置の提案を一般質問でさせていただきました。その後、健康増進課にネウボラの意味を持つ保健師が配置され、産前産後の母親や乳幼児に寄り添った相談や支援が実施されています。

本年度からは新たに産後ケア事業なども導入され、より充実してきています。しかし、課の名称が健康増進課であるため、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援が実施されていることが伝わりにくいと思われます。

香川県内でも多くの市町でこども女性相談課、子育て支援課、子ども課の設置がされています。高松市では、現在、子育て世代包括支援センターが市内の5カ所に設置され、まんのう町の健康増進課で実施している妊娠から出産、子育てまでの支援と同様な支援が行われています。その他の業務を担うこども女性相談課、こども家庭課、こども園総務課、こども園運営課も設置されていますが、子どもに関する課は庁舎6階に一括して設置されています。

三木町ではまんでがん子ども課が設置され、妊娠届、母子手帳の交付、特定不妊治療の助成、妊婦と乳幼児相談、産後ケア事業、乳幼児健診、ベビーマッサージ教室、ママカフェ、母子・父子・寡婦福祉金（夫）、児童手当、児童扶養手当、子育て医療費、ひとり親家庭の医療費、愛育会の案内、一時預かり事業、子育てホームヘルプサービス事業、放課後児童健全育成事業、保育士の募集等々と子育てに関する事項と母子保健に関する事項が一つの課で行われています。

また、各市町で特色はありますが、誰にでもわかりやすく、利便性が高いこと、困ったとき、悩んだとき、手続きが必要なとき、迷わず行ける窓口であることが重要であると思います。

まんのう町においても、いつでも、仮称ではありますが、子育てに関することをできる限り一つにまとめた子育て支援課の設置や子育て世代包括支援センターの設置を明らかにするなど、わかりやすくして、利便性を高め、さらに子育てがしやすい町を目指していくことが必要ではないでしょうか。子育て世代包括支援センターの明示や子育て支援課の設置についてのお考えをお尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの子育て支援課の設置についての御質問にお答えいたします。

川西議員御指摘のように、本町では「子供」の名称がつく課が設置されておらず、転入などで来庁された折には、担当課がわかりにくい場合があることは承知いたしております。

香川県では、平成30年度より結婚から妊娠、出産を経て、子育て、青少年育成まで切れ目ない支援を総合的に推進する「こども政策推進局」を「子育て県香川」の実現に向けて立ち上げております。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、今年度策定いたしております第2期子ども・子育て支援事業計画を、学校教育課が主体となり、福祉保険課、健康増進課と連携を図りながら進めております。

また、児童虐待や障害のある子につきましては、福祉保険課が主体となり3課で連携をとっております。

健康増進課がかりん健康センターに移転して9年目を向かえ、住民健診や乳幼児の健診、また、専門職との育児や発達相談の場として住民に定着してまいりました。かりん健康センター内の子育て世代包括支援センターは、ニッポン一億総活躍プランにおいて2020

年度末までに全国展開を目指すこととされており、法律における名称は母子健康包括支援センターでございます。妊娠届け出の母子手帳発行時には、1時間弱の時間をかけてセンターの専門保健師が全ての妊婦に話しやすい空間で面接を実施いたしております。

今年度には「まんのう町子育て情報BOOK」の改訂を予定しております。各種届け出が必要なときの担当課や相談先などの情報をさらにわかりやすい形で掲載したいと考えております。内容はホームページで閲覧いただくとともに、転入時には手にとって見ていただけるようにしたいと考えております。

本庁に来庁すれば全ての手続が終了することは理想ではありますが、教育委員会が8月に仲南支所に移転したばかりでもありますので、住民の方には担当課がわかりやすいよう周知に努めてまいりたいと思います。

今後とも、町民、地域、事業者を初め、社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識を持って、「だれもが子育てしやすい 子育てしたいまち まんのう」の実現に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。済みません、せっかく御答弁いただきましたけれども、私の質問に対して明確なお返事がなかったように思います。この点について、もう一度、御答弁いただきたいと思います。

私は、健康増進課で行われているまんのう町版ネウボラ、国が目指しております子育て世代包括支援センター、これを明確に明示してはどうかと、このようにお尋ねいたしましたけれども、このお考えがあるのか、ないのか、お尋ねいたします。

(三好勝利議員退席 午後2時18分)

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

ただいまおっしゃった質問の名称変更でございますが、情勢に適応に対応するということで、近隣市町、また他市町の事例も参考にして、趣旨は十分理解しましたので、名称変更に向けて対応を進めていくということで御理解いただけたらと思います。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。名称変更に向けて進めていくというふうに御返答いただきました。

私はかりんセンターという言葉が非常皆様に愛され、親しまれ、9年がたっておりますので、親子健やかかりんセンターとか、子育て世代包括支援かりんセンターとか、こうした名称でもよいのではないのかというふうに思っております。

それともう一点、今のところ子ども課の設置はすぐには考えていない、すぐにはできないということでありましたけれども、この点に関しましても、なぜ今できないのかというところがちょっといま一つ私には明確に伝わってきませんでした。なぜ今できないのか。じゃあいつごろどのようにと考えておいでなのか、考えていないのか、この点、もう一度

お尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

子ども子育て支援課とか子供をつけた名称でございます。今回、昨日の議会で議案出させていただいた中で、議案第4号、課の再編成で、企画観光課を二つに分けてするという事で、それに至るまでにいろいろな経緯がございました。町内全体を見渡して、各部署の内容とかそういったものを精査する中で、今回、健康増進課及び福祉保健課等をどうするかという話もありました。町長の思いとして、子ども・子育て支援課という名称も具体的には出てきたわけなんですけど、精査していく中で、今現在として、業務内容等々でなかなか二分できない部分があって、今回、12月議会に出すにはなかなか間に合わないということで、まだ少し精査すべき点があるということで、遅かれ早かれ、そういった議論をして、今の福祉保健課、健康増進課、あるいはそれ以外の部署も含めて検討すべき時期は来ようかなと思っておりますが、具体的にいつかというのはまだ至っていないということで御理解をいただけたらと思います。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。 (三好勝利議員着席 午後2時22分)

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。町長さんの昨日の町政報告の中で、若者住宅取得補助事業について、今年度は消費税が10月から上がりましたが、消費税増税の影響に関係なく順調に申請件数が伸びており、10月末で既に受け付け件数が昨年よりも多く、60件を超えています。本事業については、本町の定住施策の柱の一つとして継続していきたいと考えていますとおっしゃられました。若者の定住を強く進めるということは、それに伴い、まんのう町で子供を産み育てる人がふえていくということも期待をしているのではないのでしょうか。子ども課の設置など、より子育てがしやすいまちづくり、若い人をしっかりと支援していくまちづくりに取り組んでいただければと思います。

そのことをお願いいたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、6番、川西米希子さんの発言は終わりました。

ここで、議場の時計で2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、2項目につきまして、防災対策を問うと、2点目は、土器川上流に治水ダムの設置を要望するという2点につきまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初の１点目の防災対策を問うでありますけど、さきの台風１５号や、また、１０月１２日から１３日にかけての１９号、そしてまた２１号と、相次ぐ大型台風により、約８万棟に及ぶ家屋が浸水被害に遭われております。そしてまた、多くの方々が亡くなられておりますことに、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

中には、避難所が浸水により再度避難をされた方も多くいたように思われます。本町の避難所も再点検をされてはと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、台風１５号において、千葉県大館市におきましては、８００余りの地区で避難指示等により避難された方が１名でありました。そしてまた、大きな被害が出たことにより、台風１９号においては３００名以上の方々が避難をされていました。

また、宮城県の丸森町では、避難を呼びかけても、大丈夫とか、家族と一緒にいるからということで９割の方が避難をせずに、多くの犠牲者が出たようであります。

本町においても、避難勧告・指示による避難者は過去において少なかったと思われまゝ。本町においては、今までに人的被害はなかったように思われますが、緊急時には災害対策本部長である町長がみずから直接呼びかけを行ってはと思われまゝ。９月の１５号台風、そしてまた１０月の台風１９号と、相次ぐ大型台風においては、気象庁の予報課長が直接、異例ではありますけど、今までに経験したことのない雨量であると避難を呼びかけたと聞いております。

今後、本町においても避難所の点検、そしてまた、避難の際の呼びかけの工夫等についても十分検討されてはと思われまゝ、町長の答弁をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの質問にお答えいたします。

まず、さきの関東地方を襲った台風により、一度避難された方々が、浸水により再度避難され方が多くいましたが、本町における避難所は心配ないのかというお尋ねでございます。

本町の避難所におきましても、災害種別によっては開設できない避難所があります。町の水防・災害対策本部といたしましては、避難所に避難した方が被災するということはあってはならないことでございますので、降雨状況等による災害状況や災害発生の可能性を見きわめ、住民の皆様が安全な避難ができるように適切な避難所の開設を行ってまいりたいと考えております。

また、台風１５号において、大館市の８００名余りの地区で避難された方が１名であった。また、宮城県丸森町では避難呼びかけにも「大丈夫」と言って９割の方が避難せず、多くの犠牲者が出たということでございます。

本町におきましても、勧告・指示による避難者は少ないと思われまゝ。緊急時には、災害対策本部長である町長が直接呼びかけを行っているとと思われまゝ。町長はどのように考えておられるかということでございますが、緊急時の避難の呼びかけについてでございますが、災害対策本部長でありますので、私が直接家々を回り避難を呼びかけることは困難

であると考えております。

また、避難情報の発令が住民の避難につながりにくい点につきましては、発令対象が町内全域のように広域化することで、自分は大丈夫といった意識になることが問題点の一つであると考えております。

そのため、本町といたしましては、避難勧告、避難指示につきましては、危険が迫っている地区を可能な限りピンポイントで示すことで、該当地区住民の避難を確実に実施していただくように発令を行っております。

さらに、自主防災組織の避難訓練の際に防災講話を実施し、各地区の危険箇所の説明やハザードマップの説明を行って、身近な災害リスクについて認識をいただき、防災意識、避難に対する姿勢を強化する取り組みを行っております。

今後も住民の防災意識向上のため、啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。今、町長から言われましたように、やはり町長が一軒一軒回っていくことは、これは大変でありますけど、そこは告知放送なりで、緊急の場合、それと予想外の雨量という場合には、気象庁においても同じでありますけど、今までかつて経験したことのない雨量ということは、時間雨量で百数十ミリでなかったかと思われます。そしてまた、15号から19号、21号にかけましても、多いところでは数日間で1,000ミリを超えるという、こういう非常事態においては、やはり町長は告知放送なりでしっかりと生の声で伝達すべきでないかと思っております。

何といたっても、やはり住民の生命が第一でありますので、安全の上にもしっかりと対応をとっていただきたいと思いますと思っております。

そしてまた、今、まんのう町では約234自治会ですか、そういう中で36自治会ほどは自主防災組織が立ち上がっております。そういう中で、やはりしっかりと自主防災に自助、共助、公助というところで取り組んでいるところと、まだまだそこまで至っていないところがありますけど、今のところ、南海地震に対しましても、400年ぐらいの間に、192年から100年ぐらいに間に1回ということで、昭和21年でありますので、12月21日に発生して以来でありますので、73年を経過しております。そういう中で、今後20年、30年の間に発生確率が80%ぐらいと言われておりますけど、この地震というものはあす起こらんとも限らないところでありますので、そういう点、今後しっかりとそういうときの対応を町長に災害対策本部長としてとっていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

町長の使命として、やはり町民の貴重な財産、また、とうとい生命を守るのが一番の使命でございますので、災害対策本部長として今後ともしっかりと啓発していきたいと思っ

おります。

また、避難誘導に関しましては、去年の台風のと看、金倉川がかなり決壊する寸前になりまして、そのときに避難勧告を出したんですが、なかなか避難してくれないということで、琴平警察署にお願いして、警察の方に一緒についていていただいて、やっと避難をしてくれたというようなこともございますので、今後とも、警察、消防等とも連携をして取り組んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 今、町長からも答弁いただきましたが、やはり緊急の場合には住民の安全を第一に、的確な情報伝達を行っていただきたいと思ひます。

1 問目は終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 2 項目めは土器川上流に治水ダムの設置を要望するということですが、1 問目でも触れましたが、台風15号、19号、21号と相次ぐ大型台風により、関東地方を初め、73カ所余りの河川の氾濫、決壊を見たところであります。先ほども言いましたように、8万棟以上の家屋が浸水被害を受け、復旧のめどが立っていないと思われます。

また、長野県千曲川の決壊により、北陸新幹線の12両の編成であります10編制の120両余りが水没により廃棄処分になったとの報道がありました。被害額では150億円から300億円近くと言われておりますが、そういう中におきましても、BCPがしっかりしておりました東北新幹線におきましては、事前に車両を避難さすということで、全く被害が出なかったというところであります。

数年前にも研修で行きましたが、利根川上流にありますハツ場ダムの完成により、試験湛水中でありましたが、一晩のうちで水位は54メートル余りも上がり、満水状態となりましたが、被害が最小限度に拡大することなく防がれたと思っております。

土器川にも過去何度となく堤防の決壊を見ております。平成16年の10月20日ですか、23号台風におきましても、県道の大向地区におきましては、ガードレールまで水が上がりてくるというような事態が起こっております。

そしてまた、想定外の大雨が近年多発しており、防災上からも土器川上流に洪水調整のダムが必要かと思われますが、町長の所見をお伺ひしたいと思っております。

なお、現在、土器川におきましては、長炭橋の上流域、下流域におきまして、国交省により支障木が伐採され、粉碎がされており、河床整備が行われておるところであります。相当な土砂が堆積しており、洪水時の被害が非常に心配されておるところであります。抜本的な解消にはやはり治水ダムの設置が将来望まれるところでありますが、町長のお考えをお伺ひいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの２番目の質問、土器川上流に治水ダムの設置を要望するとの御質問にお答えいたします。

全国を見てみますと、近年、堤防決壊による河川氾濫など、激甚化した災害が頻発しております。そのため、昨年１２月、国において防災・減災、国土強靱化のための３カ年緊急対策が閣議決定されました。

これを受け、土器川におきましても、国土交通省が河川流下の支障となる樹木伐採などの作業を進めており、今年度は長炭地区を、来年度はその下流域を計画的に実施する予定といたしております。この対策が完了した暁には、防災・減災に対する機能の向上が図られ、地元町といたしましても、町民の安心を得るための国の早急なる対応に感謝申し上げておるところでございます。

なお、松下議員御要望の土器川上流への治水ダム設置につきましてですが、現在、国の定めております土器川水系河川整備基本方針では、堤防の新設・拡築及び河道の掘削等を行い、計画規模の洪水を安全に流下させることとなっていますが、御質問のあった内容につきましては、国及び香川県へも情報共有していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 ただいま町長の答弁をいただきましたが、国においても今回の大災害を機に国土強靱化計画を打ち出しております。そういう中で、今はいい時期ではないかと思っております。と申しますのも、ハッ場ダムにいたしましても、６０年から７０年近くをかけてあれだけの大事業をなし遂げられたと思っております。

そういう中でありますが、今現在では機能の回復というんでしょうか、河床整備、そして支障木等によって対応されているようでありますけど、もともと前の川ダムは３０年以上前でありますか、そのときには来年にも着工というような段階であって、その計画が消滅したことは非常に残念であったかと思っております。でも気長に今後のためにも要望していただきたいなという気持ちであります。その点について町長の答弁をもう一度お願いしておきたいと思います。要望のほう、国、県への。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

今の想定外の洪水等が起こっておりますのを見ましても、土器川上流に治水ダムは必要であろうかと思いますので、粘り強く働きかけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 今、町長からしっかりとした答弁をいただきましたが、やはりこういうことはなかなか一気に話は進んでまいらないと思っております。しかし、国が強靱化対策という以上、やはり一級河川である土器川においてダムがないというのも非常に大変不思議なところでありまして、もっと積極的に対策をとっていただけるよう、国、県等

への要望を町長にお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、京兼愛子さん、1番目の質問を許可します。

○京兼愛子議員 一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、高篠地区の体育館が快適な場所にと、災害時に必要な発電機と土のうについての2件の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

1件目として、高篠地区の体育館が快適な場所への質問をさせていただきます。

高篠地区は100人以上が集まる敬老会、公民館祭りなどを高篠小学校に隣接する体育館で開催しています。空調装置があるホールでは、季節に関係なく催し物が実施されています。しかし、高篠地区の体育館は空調設備工事が難しいという理由で、過去にも要望しましたが、何の手だてや改善もされておられません。高篠地区の体育館が快適な場になるよう、暑さ対策の配慮の検討を要望します。

また、体育館で敬老会を開催する場合、校舎内の洋式トイレの使用を許可していただけないので困っています。洋式トイレのみしか使用できない高齢の方は、道路を横断して高篠コミュニティセンターまで行かなければなりません。

そこで提案ですが、体育館に隣接するトイレも老朽化しています。改修工事をして、1カ所でも洋式トイレの設置を前向きに検討していただくことを要望します。今までに敬老会のときにトイレでけがした方もいます。町長の御答弁をよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼愛子議員さんの高篠体育館を快適な場所についての質問にお答えいたします。

高篠地区において敬老会や公民館祭りが毎年開催されていること、地域のつながりが強く、公民館を中心にさまざまな活動が行われていることは、近所づき合いが疎遠になっている昨今においては、防災などいろいろな面において有効ではないかと思っております。

さて、学校の体育館へのエアコンの設置についてのお尋ねでございます。

まんのう町内の小学校の体育館は、古いものでは45年前の昭和49年の建築、新しいものでも昭和61年度の建築で、30年を超えた建物でございます。

ところで、気象庁のデータを見ておきますと、近隣の財田においては、40年前の昭和54年8月の最高気温は35.1度であり、ことしの8月の最高気温が37.8度ありました。とはいえ、近年の夏場の気温はプール開放を中止せざるを得ないような高温の日もありますので、大勢の人が集まる体育館へのエアコンの設置も必要とは思いますが、何分、先ほど申し上げましたように、30年以上を経た体育館ですので、エアコンの設置となると、構造からの変更検討が必要になってくることが予想されます。

また、避難所として利用する場合ですが、状況に応じて避難所を開設しております。通常は地区の公民館を利用しており、それ以上の災害規模になりますと、スポーツセンター

も避難所としていますから、これらの施設はエアコンが備わっております。最終的には小学校の体育館を避難所とする大規模災害に対する対策も計画しておりますが、エアコン設置につきましては、日常的利活用も含めて十分に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、暑い季節に外出や、屋内でも高温になる施設にお出かけの場合には、熱中症などにならないように、まず御自分の健康を第一に考えていただきたいと思います。

また、小学校の体育館のトイレにつきましてでございますが、洋式化を含めて改修をしたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁どうもありがとうございました。町内の体育館で空調装置が設置されていないところも、暑さ対策の配慮、検討をよろしく願いいたします。

町長の御答弁の中で、改修工事をしていただけるように確信いたしました。体育館が快適な場所になることを楽しみにしております。ありがとうございました。

1 件目の質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○京兼愛子議員 一般質問の 2 件目の許可を議長よりいただきましたので、災害時に必要な発電機と土のうについての質問をさせていただきます。

その前に、令和元年 9 月からたび重なる台風災害により、各地に甚大な被害が生じ、この災害で被災された方々にお見舞い申し上げます。

台風 15 号、18 号、19 号などは、今までの防災知識では対応できない事項が増加しています。本町にも予想外の災害被害がいつどこで起きるかもしれません。

そこで、質問します。

本町が指定している災害避難場所には発電機は何機置いていますか。また、発電設備を設置されている場所がありますか。

土のうについては、どのように手配されていますか。実情を教えてください。課題があるのなら、今後の対策案についての考えはありますか。町長の御答弁よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの災害時に必要な発電機と土のうについての御質問にお答えいたします。

発電機につきましては、各公民館、支所、出張所、かりんの丘公園に合計 17 台を配備いたしております。また、非常用電源設備として発電設備を設置しておりますのは、本庁舎、琴南支所、仲南支所、満濃中学校となります。

土のうにつきましては、住民の方で早目の準備をお願いすることといたしておりまして、各公民館に土のう用の砂と土のう袋を備えつけております。出水期には、雨の降る前に行

政告知放送でこのことをお伝えして、早目の準備をしていただけるようにお知らせをしております。

また、水防団対応では、本庁舎、各消防屯所に同様に資材を準備して、水防活動に当たっております。今後も早目の備えや対応をしていただけますように啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。災害避難場所には発電機が少なくとも2機以上が必要だと思います。今の答弁では17機と言いましたが、その場所場所に最低2機は要と思います。今、高篠ふれあいセンターには1機しかないんです。聞くと、吉野では2機あるとかいって、その場所によって発電機の数が違うように思います。最低、避難場所には2機以上は要するように思います。

そして、土のうについてですが、今まではふれあいセンターにとりにこいとかなんとかいうのがありますけど、自治会ごとに土のう置き場の倉庫を設置するようなこと、緊急時にスムーズな行動ができるのではないかと思います。

住民が高齢化が進んでいますので、その場所に行けない人が多いと思うんです。ですから、自治会ごとにそういう土のう置き場なんかを置いてくだされば、高齢者の方もそこへ行って用意できると思います。検討をよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 京兼議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、発電機についてでございますが、今、御指摘のとおり、公民館によっては一つ、もしくは2あるところがございますが、それを据えたときの経緯がございまして、防災面で入れた場合と、それ以外で備えている場合とあって、バランスが崩れている場合、あとは人口的な面もあるかとは思いますが、一度、全体を見渡して、必要な数が適切にあるかどうかも含めて検討はしてまいりたいと思っております。

次に、土のうであります。土のうにつきましては、今、おっしゃったように、各公民館へ備えてするようにしておりますが、高齢者の方、なかなかとりに行けない方というのも重々わかっておりますが、まんのう町全域で全ての集会所等に備えるけるのはなかなか行政側としては難しい部分がある中で、先ほど来、話がありました自主防災、地域の活動の中で、そういった面で受け入れ体制をつくっていただければ、それに対応していける方策は練れるのかなという考えも持っております。

いずれにしても、全体的に見渡して対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。今後のことを期待いたしまして、これで高篠地区の体育館が快適な場所にと、災害時に必要な発電機と土のうについての2件の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長　以上で、４番、京兼愛子さんの発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす、１２月１１日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

散会　午後３時１０分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 1 2 月 1 0 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員